

書式第 1

予納額の残余に相当する額の返還請求書

(令和 年 月 日)

特許庁長官 殿

1 予納台帳番号

2 返還請求人

識別番号

住所又は居所

氏名又は名称

(代表者)

(電話番号)

3 返還請求金額 (残余に相当する額) 円

4 返還金の振込先

金融機関名

銀行 (金庫)

支店

口座番号 (普通、当座)

(コウザメイギニン)

(フリガナ)

口座名義人

(5 提出物件の目録

(1) 予納届をした者の地位を承継したことを証明する書面 通)

(注意)

- 1 返還請求人の欄には、予納台帳に係る予納者を記載する。ただし、予納届をした者が死亡又は予納届をした法人が合併により消滅した場合は、その地位を承継した承継人を返還請求人として記載する。
- 2 返還請求金額 (残余の額) の欄には、予納額の残余に相当する額を記載する。
- 3 口座名義人と返還請求人は同一人でなければならない。
- 4 口座名義人の欄には、必ず、片仮名で振り仮名を付ける。
- 5 予納届をした者の地位を承継した者が返還請求をする場合には、提出物件の目録の欄を設けて、添付する書面の書類名及び通数を記載し、地位の承継を証明する書面を添付する。

(改訂令和 3・10)

書式第 2

予納届取下書

(令和 年 月 日)

特許庁長官 殿

1 予納台帳番号

2 予納者

識別番号

郵便番号

住所又は居所

氏名又は名称

(代表者)

(改訂令和 2・12)

書式第 3

誤 記 訂 正 書

(令和 年 月 日)

特許庁長官 殿

- 1 訂正をする者
識別番号
郵便番号
住所又は居所
氏名又は名称
- 2 代理人
識別番号
住所又は居所
氏名又は名称
- 3 誤記の理由
- 4 訂正の内容
- 5 提出物件の目録

〔備考〕

- 1 「訂正の内容」には、訂正する箇所を具体的に記載する。
- 2 その他は、工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則様式第 1 の備考 1 から 5 まで、9 及び 13 から 17 まで並びに様式第 8 の備考 1 及び 4 と同様とする。

(改訂令和 4・11)

書式第 4

包括委任状補正書

(令和 年 月 日)

特許庁長官 殿

- 1 包括委任状番号
- 2 補正をする者
識別番号
住所又は居所
氏名又は名称
- 3 代理人
識別番号
住所又は居所
氏名又は名称
- 4 補正の内容
- 5 提出物件の目録
(1) 包括委任状
(2) (

1 通
通)

[備考]

- 1 「補正の内容」には、補正する箇所を具体的に記載する。
- 2 その他は、工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則様式第 1 の備考 1 から 5 まで、9 及び 13 から 17 まで並びに様式第 8 の備考 1 及び 4 と同様とする。

(改訂令和 4・11)

書式第 5

原 語 表 記 届

(令和 年 月 日)

特許庁長官 殿

- 1 原語表記を届け出る者
識別番号
住所又は居所
住所又は居所原語表記
氏名又は名称
氏名又は名称原語表記
- 2 代理人
識別番号
住所又は居所
氏名又は名称

[備考]

- 1 日本国内に住所又は居所を有する外国人（日本国内に営業所を有する外国法人であって、日本における代表者が届け出る場合にあっては、その代表者）が代理人によらないで届け出るときは、「代理人」の欄を設けるには及ばない。
- 2 「住所又は居所原語表記」及び「氏名又は名称原語表記」はローマ字で表記する。
- 3 その他は、工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則様式第 1 の備考 1 から 5 まで、9 及び 13 から 17 までと同様とする。

(改訂令和 4・11)

書式第 6

送付先住所変更届

(令和 年 月 日)

特許庁長官 殿

1 送付先住所を変更する者

識別番号

住所

名称

代表者

2 送付先住所

郵便番号

送付先住所

連絡先電話番号

(注意)

送付先住所の欄には「〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号〇〇ビル 株式会社〇〇〇〇内 知的財産部」のように郵便物が送達できるように記載する。

なお、担当者個人名は記載することはできない。

(改訂令和 2・12)

書式第 7

送付先抹消届

(令和 年 月 日)

- 特許庁長官 殿
- 1 送付先住所を抹消する者
識別番号
郵便番号
住所
名称
代表者
連絡先電話番号
 - 2 抹消する送付先住所
送付先住所

(改訂令和 2・12)

書式第 8

就業先届出書

(令和 年 月 日)

特許庁長官 殿

- 1 就業先を届け出る者
識別番号
住所又は居所
氏名
- 2 就業先
郵便番号
就業先の住所
連絡先電話番号

(注意)

就業先の住所の欄には「〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号 株式会社〇〇
〇〇内 開発部」のように就業先を具体的に記載する。

(改訂令和 2・12)

書式第 9

識別番号重複届出書

(令和 年 月 日)

特許庁長官 殿

- 1 届出者
識別番号
郵便番号
住所又は居所
氏名又は名称
(代表者)
連絡先電話番号
- 2 重複付与されている者
識別番号
郵便番号
住所又は居所
氏名又は名称
- 3 その他(希望識別番号)

(改訂令和 2・12)

書式第 9 の 2

組 織 変 更 届

(令 和 年 月 日)

特許庁長官 殿

- 1 組織を変更した者
識別番号
住所
旧組織の名称
新組織の名称
代表者
- 2 代理人
識別番号
住所又は居所
氏名又は名称

[備考]

- 1 「組織の名称」は、法人の名称を記載し、その次に「代表者」の欄を設けて、その代表者の氏名を記載する。
- 2 「住所」は、何県、何郡、何村、大字何、字何、何番地、何号のように詳しく記載する。ただし、識別番号を記載したときは、「住所」の欄は設けるには及ばない。
- 3 日本に営業所を有する外国法人であって、日本における代表者が手続を行うときは、「組織の名称」の次に「日本における営業所」の欄を設けて、営業所の所在地を記載し、その次に「代表者」の欄を設けるものとする。
- 4 名称の読み方が難解であるとき又は読み誤りやすいものであるときは、なるべく片仮名で振り仮名を付ける。
- 5 組織を変更した者が外国人であって住所をローマ字で表記できる場合は、「住所」の次に「住所原語表記」の欄を設けて、住所の原語をなるべく記載する。また、組織を変更した者が外国人であって名称をローマ字で表記できる場合は、「組織」の次に「組織原語表記」の欄を設けて、名称の原語をなるべく記載し、その次に「代表者」の欄を設けるものとする。
- 6 その他は、工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則様式第 1 の備考 1 から 3 まで、1 2 から 1 7 まで並びに様式第 8 の備考 4 と同様とする。

(改訂令和 4・11)

書式第 1 0

【書類名】 出願日証明書提出書

(【提出日】 令和 年 月 日)

【あて先】 特許庁長官 殿

【事件の表示】

【出願番号】

【提出者】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【出願番号通知の出願日】

【証明しようとする出願日】

【提出物件の目録】

【物件名】 書留郵便受領書

1

[備考]

特許法施行規則様式第 2 の備考 1 から 4 まで、1 0 から 1 4 まで、1 6 から 1 8 まで及び 2 2、2 4、2 5、様式第 4 の備考 2 及び 4 並びに様式第 2 2 の備考 1 と同様とする。

(改訂令和 2・12)

書式第10の2

【書類名】 国際出願翻訳文提出書

(【提出日】 令和 年 月 日)

【あて先】 特許庁長官 殿

【出願の表示】

【国際出願番号】

【出願の区分】

【特許出願人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【提出物件の目録】

【物件名】 請求の範囲の翻訳文 1

【物件名】 明細書の翻訳文 1

【物件名】 図面の翻訳文 1

【物件名】 要約書の翻訳文 1

[備考]

- 1 「【出願の表示】」の欄の「【国際出願番号】」には「PCT/○○○○
/○○○○○○」のようにその国際出願の番号を記載し、「【出願の区分】」
には「特許」と記載する。ただし、特許出願の番号が通知されているときは、
「【国際出願番号】」を「【出願番号】」とし、「特願○○○○-○○○○
○○」のように出願の番号を記載する。この場合において「【出願の区分】」
の欄は設けるには及ばない。
- 2 特許法第184条の4第4項の規定により翻訳文を提出するときは、「【代
理人】」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「特許法第184条の4
第4項の規定による翻訳文の提出」と記載する。
- 3 その他は、特許法施行規則様式第2の備考1から4まで、10から14ま
で、16から18まで及び22から25まで、様式第4の備考4並びに様式
第15の2の備考2と同様とする。

(改訂令和2・12)

書式第 1 1

【書類名】 上申書

(【提出日】 令和 年 月 日)

【あて先】 特許庁長官 殿
(特許庁審判長 殿)
(特許庁審査官 殿)

【事件の表示】

【出願番号】

【上申をする者】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【上申の内容】

【提出物件の目録】

[備考]

- 1 「【あて先】」は、特許庁審判長に上申する場合は特許庁審判長、特許庁審査官に上申する場合は特許庁審査官、その他の場合は特許庁長官とする。
- 2 その他は、特許法施行規則様式第 2 の備考 1 から 4 まで、10 から 18 まで及び 22、24、25、様式第 4 の備考 2 及び 4 並びに様式第 13 の備考 8 と同様とする。この場合において、様式第 2 の備考 15 中「【請求人】」とあるのは「【上申をする者】」と、備考 16 中「(弁理士法施行令(平成 12 年政令第 384 号)第 7 条第 2 号及び第 12 号の期間の延長の請求をする場合を除く。)」とあるのは「(弁理士法施行令第 7 条各号の手続に関して提出する場合を除く。)」と、様式第 13 の備考 8 中「【補正の内容】」とあるのは「【上申の内容】」と読み替えるものとする。

(改訂令和 7・1)

書式第 1 2

【書類名】 協議の結果届

(【提出日】 令和 年 月 日)

【あて先】 特許庁長官 殿

【事件の表示】

【出願番号】

【意匠登録出願人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【協議命令の日付】

【協議の相手】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【出願番号】

【協議の結果】

【提出物件の目録】

【物件名】

[備考]

- 1 「【事件の表示】」の欄の「【出願番号】」には、「意願〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇〇」のように出願の番号を記載する。
- 2 その他は、意匠法施行規則様式第 1 の備考 9、14、様式第 2 の備考 1 から 4 まで、10、13、15、20 から 22 まで及び 32 から 36 まで並びに様式第 9 の備考 2 と同様とする。

(改訂令和 2・12)

書式第 1 3

【書類名】 協議の結果届

(【提出日】 令和 年 月 日)

【あて先】 特許庁長官 殿

【事件の表示】

【出願番号】

【商標登録出願人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【協議命令の日付】

【協議の相手】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【出願番号】

【協議の結果】

【提出物件の目録】

【物件名】

[備考]

- 1 「【事件の表示】」の欄の「【出願番号】」には、「商願〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇〇〇」のように出願の番号を記載する。
- 2 その他は、商標法施行規則様式第 2 の備考 1 から 4 まで、2 0 から 2 2 まで、2 6、2 9 から 3 1 まで及び 4 0 から 4 4 まで並びに様式第 1 0 の備考 2、4 及び 5 と同様とする。

(改訂令和 2・1 2)

書式第 1 4

【書類名】 書換登録申請取下書

(【提出日】 令和 年 月 日)

【あて先】 特許庁長官 殿

【事件の表示】

【申請番号】

【書換登録申請者】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

[備考]

- 1 「【事件の表示】」の欄の「【申請番号】」には、「書換〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇〇〇」のように書換登録申請の番号を記載する。ただし、書換登録申請の番号が通知されていないときは、「【申請番号】」を「【申請日】」とし、「令和何年何月何日提出の書換登録申請」のように申請の年月日を記載し、「【申請日】」の次に「【整理番号】」の欄を設けて、当該申請の申請書に記載した整理番号を記載する。
- 2 特例法施行規則第 6 条第 1 項の規定により包括委任状を援用するときは、「【代理人】」の欄の次に「【提出物件の目録】」の欄を設け、その次に「【包括委任状番号】」の欄を設けて、包括委任状の番号を記載する。また、2 以上の包括委任状を援用するときは、「【提出物件の目録】」の欄に次のように欄を繰り返し設けて記載する。
【包括委任状番号】
【包括委任状番号】
- 3 その他は、商標法施行規則様式第 2 の備考 1 から 4 まで、2 0 から 2 2 まで、2 6、2 9 から 3 1 まで及び 4 0 から 4 4 まで、様式第 1 0 の備考 2 及び 5 並びに様式第 2 1 の備考 4 と同様とする。

(改訂令和 2・12)

書式第 15

【書類名】 早期審査に関する事情説明書

(【提出日】 令和 年 月 日)

【あて先】 特許庁長官 殿

【事件の表示】

【出願番号】

【提出者】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【早期審査の種別】

【早期審査に関する事情説明】

1. 事情

2. 先行技術の開示及び対比説明

【提出物件の目録】

【物件名】

[備考]

1 「【早期審査に関する事情説明】」の「1. 事情」及び「2. 先行技術の開示及び対比説明」は、「特許出願の早期審査・早期審理ガイドライン」に従って記載する。

2 その他は、特許法施行規則様式第2の備考1から4まで、10から14まで、16、18、22、23及び25、様式第4の備考4並びに様式第20の備考2と同様とする。

(改訂令和3・10)

書式第 16

【書類名】 早期審査に関する事情説明補充書

(【提出日】 令和 年 月 日)

【あて先】 特許庁長官 殿

【事件の表示】

【出願番号】

【提出者】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【補充の内容】

【提出物件の目録】

【物件名】

[備考]

特許法施行規則様式第 2 の備考 1 から 4 まで、10 から 14 まで、16、18 及び 22 から 25 まで、様式第 4 の備考 4 並びに様式第 20 の備考 2 と同様とする。

(改訂令和 2・12)

書式第 17

【書類名】 早期審査に関する事情説明書

(【提出日】 令和 年 月 日)

【あて先】 特許庁長官 殿

【事件の表示】

【出願番号】

【提出者】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【早期審査に関する事情説明】

1. 実施状況説明

(1) 実施行為（実施準備行為）の特定

(2) 実施行為（実施準備行為）の開始時期

(3) 意匠の実施行為（実施準備行為）を示す資料

2. 緊急性を要する状況の説明

3. 先行意匠調査

4. 自己の意匠登録出願中の意匠の記載

【提出物件の目録】

【物件名】

【添付物件】

【物件名】

【内容】

〔備考〕

- 1 実施関連出願であることを理由として早期審査の申出をするときは、「【早期審査に関する事情説明】」の「1. 実施状況説明」、「2. 緊急性を要する状況の説明」、「3. 先行意匠調査」及び「4. 自己の意匠登録出願中の意匠の記載」は、「意匠登録出願の早期審査及び早期審理のためのガイドライン」に従って記載する。
- 2 「【氏名又は名称】」は、法人にあっては、名称を記載し、「【氏名又は名称】」の次に「【代表者】」の欄を設けてその代表者の氏名を記載する。
- 3 早期審査に関する事情説明補充書は書式第16と同様とする。
- 4 その他は、意匠法施行規則様式第1の備考1から8まで、10から12まで及び14から19まで同様とする。

(改訂令和2・12)

書式第 18

【書類名】 早期審査に関する事情説明書

(【提出日】 令和 年 月 日)

【あて先】 特許庁長官 殿

【事件の表示】

【出願番号】

【提出者】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【早期審査に関する事情説明】

1. 日本国特許庁以外の特許庁への出願の表示

(1) 外国特許庁名

(2) 出願日

(3) 出願番号

(4) 証拠の表示

2. 先行意匠調査

3. 自己の意匠登録出願中の意匠の記載

(1) 出願番号

【提出物件の目録】

【物件名】

【添付物件】

【物件名】

【内容】

〔備考〕

1 外国関連出願であることを理由として早期審査の申出をするときは、「【早期審査に関する事情説明】」の「1. 日本国特許庁以外の特許庁への出願の表示」、「2. 先行意匠調査」、「3. 自己の意匠登録出願中の意匠の記載」は、「意匠登録出願の早期審査及び早期審理のためのガイドライン」に従って記載する。

2 早期審査に関する事情説明補充書は書式第16と同様とする。

3 その他は、意匠法施行規則様式第1の備考1から8まで、10から12まで及び14から19まで並びに書式第17の備考2と同様とする。

(改訂令和2・12)

書式第 19

【書類名】 早期審査に関する事情説明書

(【提出日】 令和 年 月 日)

【あて先】 特許庁長官 殿

【事件の表示】

【出願番号】

【提出者】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【早期審査に関する事情説明】

1. 出願人等の使用状況説明

(1) 商標の使用者

(2) 商標の使用に係る商品名(役務名)

(3) 商標の使用時期

(4) 商標の使用場所

(5) 商標の使用の事実を示す書類

(6) 手続補正書の提出の有無

2. 緊急性を要する状況の説明

【提出物件の目録】

【物件名】

[備考]

- 1 出願商標を指定商品・指定役務に既に使用している又は使用の準備を相当程度進めていて、かつ、権利化について緊急性を要する出願に関するの申出をするときは、「【早期審査に関する事情説明】」の「1. 出願人等の使用状況説明」及び「2. 緊急性を要する状況の説明」は、「商標早期審査・早期審理ガイドライン」に従って記載する。
- 2 出願商標を既に使用している商品・役務又は使用の準備を相当程度進めている商品・役務のみを指定している出願に関するの申出をするときは、「【早期審査に関する事情説明】」の「1. 出願人等の使用状況説明」は、「商標早期審査・早期審理ガイドライン」に従って記載する。この場合において「2. 緊急性を要する状況の説明」は要しない。
- 3 早期審査に関する事情説明書の記載例は、「商標早期審査・早期審理ガイドライン」を参照する。
- 4 早期審査に関する事情説明補充書は書式第16と同様とする。
- 5 その他は、商標法施行規則様式第2の備考1から4まで、20から22ま

で、26、29及び40から44まで、様式第10の備考1、2及び5並びに様式第20の備考3と同様とする。

(改訂令和2・12)

ファイル訂正申出書

(令和 年 月 日)

特許庁長官 殿

- 1 事件の表示
出願番号
受付番号
- 2 申出者
識別番号
住所又は居所
氏名又は名称
電話番号
- 3 申出の内容
(1) 訂正書類名
(2) 訂正内容

[備考]

- 1 右上余白に、F訂正と記載し枠で囲う。
- 2 「事件の表示」は、「特願○○○○—○○○○○○」のように出願の番号を記載する。
- 3 「電話番号」は、申出人の有する電話の番号を記載する。
- 4 「申出の内容」の欄は、次の要領で記載する。
(1) 「訂正書類名」は、「特許願」「令和何年何月何日提出の手續補正書」のように訂正に係る書類名を記載する。
(2) 「訂正内容」は、訂正する箇所（識別子単位でかつその内容）を明確に記載する。なお、特許庁に提出した書面の写し等を添付するときは、「訂正内容」に「別紙のとおり」と記載し、添付する書面（写し）の訂正する箇所を朱書等により指示する。
- 5 その他は、特許法施行規則様式第 3 の備考 1 から 3 まで、7 から 9 まで、1 3 及び 1 4 と同様とする。

(改訂令和元・7)

書式第 3 0

特許法第 6 7 条の 5 第 2 項の資料に係る営業秘密に関する申出書

(令和 年 月 日)

特許庁長官 殿

- 1 出願番号
- 2 申出人
住所（居所）
氏名（名称）
- 3 代理人
住所（居所）
氏名（名称）
- 4 申出の内容

〔備考〕

- 1 「出願番号」には、「特願○○○○－○○○○○○」のように延長登録出願の番号を記載する。ただし、出願の番号が通知されていないときは「令和何年何月何日提出の特許法第 6 7 条第 4 項の延長登録願」のように記載するか、又は「別添願書写しのとおり」と記載し、当該願書の写しを添付する。
- 2 「申出の内容」の欄には、営業秘密が記載された書類名及び営業秘密が記載された箇所を記載し、当該営業秘密が記載された箇所を除いた書類を添付する。この場合において、申出の対象となる営業秘密が記載された書類名は「令和何年何月何日付特許法第 6 7 条第 4 項の延長登録願に添付された○○○承認申請書」のように記載する。
- 3 その他は、特許法施行規則様式第 3 の備考 1 から 3 まで、7 から 1 1 まで及び 1 3 から 1 6 までと同様とする。

(改訂令和 6・4)

書式第 30 の 2

特許法第 67 条の 2 第 2 項の資料に係る営業秘密に関する申出書

(令和 年 月 日)

特許庁長官 殿

- 1 出願番号
- 2 申出人
住所（居所）
氏名（名称）
- 3 代理人
住所（居所）
氏名（名称）
- 4 申出の内容

〔備考〕

- 1 「出願番号」には、「特願○○○○－○○○○○○」のように延長登録出願の番号を記載する。ただし、出願の番号が通知されていないときは「令和何年何月何日提出の特許権存続期間延長登録願」のように記載するか、又は「別添願書写しのとおり」と記載し、当該願書の写しを添付する。
- 2 「申出の内容」の欄には、営業秘密が記載された書類名及び営業秘密が記載された箇所を記載し、当該営業秘密が記載された箇所を除いた書類を添付する。この場合において、申出の対象となる営業秘密が記載された書類名は「令和何年何月何日付特許権存続期間延長登録願に添付された○○○承認申請書」のように記載する。
- 3 その他は、特許法施行規則様式第 3 の備考 1 から 3 まで、7 から 11 まで及び 13 から 16 までと同様とする。

※注意事項

この書式は、方式審査便覧 58. 20 に基づき、改正前特許法第 67 条の 2 第 2 項の資料において営業秘密が記載された旨を特許庁長官に申し出る場合に使用する。

したがって、書式名の「特許法第 67 条の 2 第 2 項」は、「改正前特許法第 67 条の 2 第 2 項」を、備考 1 及び 2 の「特許権存続期間延長登録願」は、「改正前特許法第 67 条の 2 第 1 項に規定する特許権存続期間延長登録願」を、備考 3 の「特許法施行規則様式第 3」は、「改正前特許法施行規則様式第 3」を指す。

証明書返還請求書

(令和 年 月 日)

特許庁長官 殿

- 1 事件の表示
- 2 返還請求人（手続をした者）
 - 識別番号
 - 住所（居所）
 - 氏名（名称）
 - （代表者）
 - （電話番号）
- 3 返還対象証明書
 - 書類名
 - 証明書名
 - 提出日

（注意）

- 1 「返還請求人（手続をした者）」の欄には、返還を受けようとする証明書の提出に係る手続書類の手続をした者を記載する。手続をした者が代理人の場合、返還請求人の欄には代理人本人（出願人の代理人としてではなく）を返還請求人として記載する。
- 2 「返還対象証明書」の「書類名」には、「手続補正書」、「代理人選任届」、「出願人名義変更届」のように返還を受けようとする証明書の提出に係る手続書類の書類名を、「証明書名」には「委任状」、「譲渡証書」（複数提出があるときは「〇〇のもの」のように特定する）のように返還を受けようとする証明書名を記載する。

（改訂令和元・7）

書式第 3 4

【書類名】 世界知的所有権機関へのアクセスコード付与請求書

【提出日】 令和 年 月 日

【あて先】 特許庁長官 殿

【事件の表示】

【出願番号】

【手続をした者】

【識別番号】

【氏名又は名称】

【代理人】

【識別番号】

【弁理士】

【氏名又は名称】

【本出願に係る付与】 希望

(注) 代理関係を証明する必要があるときは、「【本出願に係る付与】」の欄の次に「【提出物件の目録】」の欄を設け、その次に「【物件名】」の欄を設けて、「委任関係を証明する書面」と記載する。「委任関係を証明する書面」の提出を援用省略するときは、更にその次に「【援用の表示】」の欄を設けて援用される当該証明書が提出される手続に係る事件の表示を記載する。包括委任状の援用は認められない。

なお、当該事件の代理人が本手続を行う場合には、代理関係を証明する必要はない。

(改訂令和元・7)

書式第 3 5

【書類名】 世界知的所有権機関へのアクセスコード付与請求書

【提出日】 令和 年 月 日

【あて先】 特許庁長官 殿

【事件の表示】

【出願番号】

【手続をした者】

【識別番号】

【氏名又は名称】

【代理人】

【識別番号】

【弁理士】

【氏名又は名称】

【提出した優先権証明書】

【国・地域名】

【出願日】

【出願番号】

【優先権証明書に係る付与】 希望

(注 1) 代理関係を証明する必要があるときは、「【提出した優先権証明書】」の欄の次に「【提出物件の目録】」の欄を設け、その次に「【物件名】」の欄を設けて、「委任関係を証明する書面」と記載する。「委任関係を証明する書面」の提出を援用省略するときは、更にその次に「【援用の表示】」の欄を設けて援用される当該証明書が提出される手続に係る事件の表示を記載する。包括委任状の援用は認められない。

なお、当該事件の代理人が本手続を行う場合には、代理関係を証明する必要はない。

(注 2) 「【提出した優先権証明書】」の欄に記載すべき証明書が 2 以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【提出した優先権証明書】

【国・地域名】 カナダ

【出願日】 2019年 1月 31日

【出願番号】 XXXXXXXXXXX

【優先権証明書に係る付与】 希望

【提出した優先権証明書】

【国・地域名】 スイス

【出願日】 2019年 2月 28日

【出願番号】 XXXXXXXXXXX

【優先権証明書に係る付与】 希望

書式第 3 6

【書類名】 特許料納付書

(【提出日】 令和 年 月 日)

【あて先】 特許庁長官 殿

【併合識別】 併合

【併合件数】

【特許権者】

【氏名又は名称】

【納付者】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

(【特許料の表示】)

(【予納台帳番号】)

(【納付金額】)

【併合納付の明細】

【特許番号】

【請求項の数】

【納付年分】 第 年分

【納付金額】

【特許番号】

【請求項の数】

【納付年分】 第 年分

【納付金額】

【特許番号】

【請求項の数】

【納付年分】 第 年分

【納付金額】

[備考]

- 1 「【併合件数】」の欄には、併合により行う手続の合計件数(「件」、「,」等を付さず、アラビア数字のみで表示すること。)を記載する。
- 2 特許印紙又は現金(納付書を用いた場合に限る)により特許料を納付するときは、「(【特許料の表示】)」の欄の記載は不要とする。特許印紙又は現金納付に係る納付済証はそれぞれ別の用紙にはり、その上にその額を括弧をして記載(現金納付に係る納付済証については記載不要)し、別紙として添付する。特例法施行規則第40条第1項の規定により特例法第15条第1項の規定による手続に係る申出を行うときは、「(【特許料の表示】)」の欄の「(【予納台帳番号】)」には予納台帳の番号を、「(【納付金額】)」には特許料の合計額(「円」、「,」等を付さず、アラビア数字のみで表示すること。)を記載する。特許法第107条第5項ただし書の規定により、

現金により特許料を納付する場合であつて、特例法施行規則第40条第1項の規定により指定立替納付者による納付の申出を行うときは、「（【特許料の表示】）」の欄の「（【予納台帳番号】）」を「【指定立替納付】」とし、「（【納付金額】）」には、納付すべき特許料の額を記載する。また、特例法施行規則第41条の9第1項に規定する納付情報により特許料を納付したときは、「（【特許料の表示】）」の欄の「（【予納台帳番号】）」を「【納付番号】」とし、納付番号を記載する。この場合において、「（【納付金額】）」の欄は設けるには及ばない。

- 3 昭和62年12月31日以前にした特許出願に係る特許料を納付するときは、「【請求項の数】」の欄を「【発明の数】」とし、発明の数を記載する。
- 4 その他は、特許法施行規則様式第2の備考1から4まで、10から12まで、14及び22から25まで、様式第26の備考9、様式第69の備考2及び3並びに様式第70の備考1と同様とする。この場合において、様式第26の備考9中「【特許出願人】」とあるのは「【納付者】」と、「特許出願人」とあるのは「納付者」と、様式第69の備考3中「【特許出願人】」とあるのは「【特許権者】」と読み替えるものとする。

(改訂令和6・1)

書式第 3 7

【書類名】 実用新案登録料納付書
(【提出日】 令和 年 月 日)
【あて先】 特許庁長官 殿
【併合識別】 併合
【併合件数】
【実用新案権者】
【氏名又は名称】
【納付者】
【識別番号】
【住所又は居所】
【氏名又は名称】
(【登録料の表示】)
(【予納台帳番号】)
(【納付金額】)
【併合納付の明細】
【実用新案登録番号】
【請求項の数】
【納付年分】 第 年分
【納付金額】
【実用新案登録番号】
【請求項の数】
【納付年分】 第 年分
【納付金額】
【実用新案登録番号】
【請求項の数】
【納付年分】 第 年分
【納付金額】

[備考]

- 1 「【併合件数】」の欄には、併合により行う手続の合計件数（「件」、「、」等を付さず、アラビア数字のみで表示すること。）を記載する。
- 2 複数年分を納付するときは、「【納付年分】」の欄に「第何年分から第何年分」のように記載する。
- 3 特許印紙又は現金（納付書を用いた場合に限る）により登録料を納付するときは、「（【登録料の表示】）」の欄の記載は不要とする。特許印紙又は現金納付に係る納付済証はそれぞれ別の用紙にはり、その上にその額を括弧をして記載（現金納付に係る納付済証については記載不要）し、別紙として添付する。特例法施行規則第40条1項の規定により特例法第15条第1項の規定による手続に係る申出を行うときは、「（【登録料の表示】）」の欄の「（【予納台帳番号】）」には予納台帳の番号を、「（【納付金額】）」

には登録料の合計額（「円」、「,」等を付さず、アラビア数字のみで表示すること。）を記載する。実用新案法第31条第5項ただし書の規定により、現金により登録料を納付する場合であつて、特例法施行規則第40条第1項の規定により指定立替納付者による納付の申出を行うときは、「（【登録料の表示】）」の欄の「（【予納台帳番号】）」を「【指定立替納付】」とし、「（【納付金額】）」には、納付すべき登録料の額を記載する。また、特例法施行規則第41条の9第1項に規定する納付情報により登録料を納付したときは、「（【登録料の表示】）」の欄の「（【予納台帳番号】）」を「【納付番号】」とし、納付番号を記載する。この場合において、「（【納付金額】）」の欄は設けるには及ばない。

- 4 昭和62年12月31日以前にした実用新案登録出願に係る登録料を納付するときは、「【請求項の数】」の欄は設けるには及ばない。
- 5 その他は、実用新案法施行規則様式第1の備考1から4まで、7から10まで、13、31及び34並びに様式第14の備考1及び2と同様とする。この場合において、様式第1の備考9中「【実用新案登録出願人】」とあるのは「【納付者】」と、「実用新案登録出願人」とあるのは「納付者」と読み替えるものとする。

（改訂令和6・1）

書式第 3 8

【書類名】 意匠登録料納付書
(【提出日】 令和 年 月 日)
【あて先】 特許庁長官 殿
【併合識別】 併合
【併合件数】
【意匠権者】
【氏名又は名称】
【納付者】
【識別番号】
【住所又は居所】
【氏名又は名称】
(【登録料の表示】)
(【予納台帳番号】)
(【納付金額】)
【併合納付の明細】
【意匠登録番号】
【納付年分】 第 年分
【納付金額】
【意匠登録番号】
【納付年分】 第 年分
【納付金額】
【意匠登録番号】
【納付年分】 第 年分
【納付金額】

[備考]

- 1 「【併合件数】」の欄には、併合により行う手続の合計件数（「件」、「，」等を付さず、アラビア数字のみで表示すること。）を記載する。
- 2 特許印紙又は現金（納付書を用いた場合に限る）により登録料を納付するときは、「（【登録料の表示】）」の欄の記載は不要とする。特許印紙又は現金納付に係る納付済証はそれぞれ別の用紙にはり、その上にその額を括弧をして記載（現金納付に係る納付済証については記載不要）し、別紙として添付する。特例法施行規則第 4 0 条第 1 項の規定により特例法第 1 5 条第 1 項の規定による手続に係る申出を行うときは、「（【登録料の表示】）」の欄の「（【予納台帳番号】）」には予納台帳の番号を、「（【納付金額】）」には登録料の合計額（「円」、「，」等を付さず、アラビア数字のみで表示すること。）を記載する。意匠法第 4 2 条第 5 項ただし書の規定により、現金により登録料を納付する場合であつて、特例法施行規則第 4 0 条第 1 項の規定により指定立替納付者による納付の申出を行うときは、「（【登録料の表示】）」の欄の「（【予納台帳番号】）」を「【指定立替納付】」とし、

「（【納付金額】）」には、納付すべき登録料の額を記載する。また、特例法施行規則第41条の9第1項に規定する納付情報により登録料を納付したときは、「（【登録料の表示】）」の欄の「（【予納台帳番号】）」を「【納付番号】」とし、納付番号を記載する。この場合において、「（【納付金額】）」の欄は設けるには及ばない。

- 3 その他は、意匠法施行規則様式第18の備考1から4まで、6、7、10から12まで、19及び21並びに様式第19の備考1から3までと同様とする。この場合において、様式第18の備考11中「【意匠登録出願人】」とあるのは「【意匠権者】」と読み替えるものとする。

(改訂令和8・4)

書式第 3 9

【書類名】 特許料納付書

(【提出日】 令和 年 月 日)

【あて先】 特許庁長官 殿

【併合識別】 併合

【併合件数】

【特許権者】

【氏名又は名称】

【納付者】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【特許料の表示】

【予納台帳番号】

【納付金額】

【併合納付の明細】

【特許番号】

【請求項の数】

【納付年分】 第 年分

【納付金額】

【特許番号】

【請求項の数】

【納付年分】 第 年分

【納付金額】

【特許番号】

【請求項の数】

【納付年分】 第 年分

【納付金額】

[備考]

- 1 「【併合件数】」の欄には、併合により行う手続の合計件数（「件」、「、」等を付さず、アラビア数字のみで表示すること。）を記録する。
- 2 特例法施行規則第 4 1 条の 9 第 1 項に規定する納付情報により特許料を納付したときは、「【特許料の表示】」の欄の「【予納台帳番号】」を「【納付番号】」とし、納付番号を記録する。この場合において、「【納付金額】」の欄は設けるには及ばない。
- 3 昭和 6 2 年 1 2 月 3 1 日以前にした特許出願に係る特許料を納付するときは、「【請求項の数】」の欄を「【発明の数】」とし、発明の数を記録する。
- 4 その他は、工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則様式第 9 の備考 1、2、5、6、8、1 1 及び 2 6、様式第 1 2 の備考 5、様式第 1 9 の備考 2 から 4 まで並びに様式第 2 0 の備考 1 と同様とする。この場合

において、様式第 19 の備考 3 中「【特許出願人】」とあるのは「【特許権者】」と読み替えるものとする。

(改訂令和 8・4)

書式第 4 0

【書類名】 実用新案登録料納付書

(【提出日】 令和 年 月 日)

【あて先】 特許庁長官 殿

【併合識別】 併合

【併合件数】

【実用新案権者】

【氏名又は名称】

【納付者】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【登録料の表示】

【予納台帳番号】

【納付金額】

【併合納付の明細】

【実用新案登録番号】

【請求項の数】

【納付年分】 第 年分

【納付金額】

【実用新案登録番号】

【請求項の数】

【納付年分】 第 年分

【納付金額】

【実用新案登録番号】

【請求項の数】

【納付年分】 第 年分

【納付金額】

[備考]

- 1 「【併合件数】」の欄には、併合により行う手続の合計件数（「件」、「、」等を付さず、アラビア数字のみで表示すること。）を記録する。
- 2 特例法施行規則第 4 1 条の 9 第 1 項に規定する納付情報により登録料を納付したときは、「【登録料の表示】」の欄の「【予納台帳番号】」を「【納付番号】」とし、納付番号を記録する。この場合において、「【納付金額】」の欄は設けるには及ばない。
- 3 昭和 6 2 年 1 2 月 3 1 日以前にした実用新案登録出願に係る登録料を納付するときは、「【請求項の数】」の欄は設けるには及ばない。
- 4 その他は、工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則様式第 9 の備考 1、2、5、6、8、1 1 及び 2 6、様式第 1 2 の備考 5、様式第 1 9 の備考 2 から 4 まで並びに様式第 2 0 の備考 1 と同様とする。この場合

において、様式第19の備考3中「【特許出願人】」とあるのは「【実用新案権者】」と、備考4中「【特許料の表示】」とあるのは「【登録料の表示】」と、「特許料」とあるのは「登録料」と読み替えるものとする。

(改訂令和8・4)

書式第 4 1

【書類名】 意匠登録料納付書

(【提出日】 令和 年 月 日)

【あて先】 特許庁長官 殿

【併合識別】 併合

【併合件数】

【意匠権者】

【氏名又は名称】

【納付者】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【登録料の表示】

【予納台帳番号】

【納付金額】

【併合納付の明細】

【意匠登録番号】

【納付年分】 第 年分

【納付金額】

【意匠登録番号】

【納付年分】 第 年分

【納付金額】

【意匠登録番号】

【納付年分】 第 年分

【納付金額】

〔備考〕

- 1 「【併合件数】」の欄には、併合により行う手続の合計件数（「件」、「，」等を付さず、アラビア数字のみで表示すること。）を記載する。
- 2 特例法施行規則第 4 1 条の 9 第 1 項に規定する納付情報により登録料を納付したときは、「【登録料の表示】」の欄の「【予納台帳番号】」を「【納付番号】」とし、納付番号を記録する。この場合において、「【納付金額】」の欄は設けるには及ばない。
- 3 その他は、工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則様式第 9 の備考 1、2、5、6、8、11 及び 26、様式第 12 の備考 5、様式第 19 の備考 2 から 4 まで並びに様式第 20 の備考 1 と同様とする。この場合において、様式第 19 の備考 3 中「【特許出願人】」とあるのは「【意匠権者】」と、備考 4 中「【特許料の表示】」とあるのは「【登録料の表示】」と、「特許料」とあるのは「登録料」と読み替えるものとする。

書式第 4 2

【書類名】 特許料納付書（設定補充）
（【提出日】 令和 年 月 日）
【あて先】 特許庁長官 殿
【出願番号】
【請求項の数】
【特許出願人】
【氏名又は名称】
【納付者】
【識別番号】
【住所又は居所】
【氏名又は名称】
【納付年分】 第 1 年分から第 年分
（【特許料の表示】）
（【予納台帳番号】）
（【補充金額】）
【その他】 補充指令書発送日 令和 年 月 日

（ 円）

〔備考〕

- 1 特許印紙又は現金（納付書を用いた場合に限る）により特許料を補充するときは、「（【特許料の表示】）」の欄の記載は不要とする。特許印紙は下の余白部分にはり、その上にその額を括弧をして記載する。現金納付に係る納付済証は別の用紙にはり、添付する。特例法施行規則第 40 条 1 項の規定により特例法第 15 条第 1 項の規定による手続に係る申出を行うときは、「（【特許料の表示】）」の欄の「（【予納台帳番号】）」には予納台帳の番号を、「（【補充金額】）」には補充すべき特許料の額（「円」、「,」等を付さず、アラビア数字のみで表示すること。）を記載する。特許法第 107 条第 5 項ただし書の規定により、現金により特許料を納付する場合であつて、特例法施行規則第 40 条第 1 項の規定により口座振替による納付の申出を行うときは、「【予納台帳番号】」を「【振替番号】」とし、振替番号を記録し、「【補充金額】」には補充すべき特許料の額を記録する。特許法第 107 条第 5 項ただし書の規定により、現金により特許料を納付する場合であつて、特例法施行規則第 40 条第 1 項の規定により指定立替納付者による納付の申出を行うときは、「（【特許料の表示】）」の欄の「（【予納台帳番号】）」を「【指定立替納付】」とし、「（【補充金額】）」には、補充すべき特許料の額を記載する。また、特例法施行規則第 41 条の 9 第 1 項に規定する納付情報により特許料を補充したときは、「（【特許料の表示】）」の欄の「（【予納台帳番号】）」を「【納付番号】」とし、納付番号を記載

- する。この場合において、「（【補充金額】）」の欄は設けるには及ばない。
- 2 昭和62年12月31日以前にした特許出願に係る特許料を補充するときは、「【請求項の数】」の欄を「【発明の数】」とする。
 - 3 その他は、特許法施行規則様式第69の備考と同様とする。

(改訂令和6・1)

書式第 4 3

【書類名】 意匠登録料納付書（設定補充）
（【提出日】 令和 年 月 日）
【あて先】 特許庁長官 殿
【出願番号】
【意匠登録出願人】
【氏名又は名称】
【納付者】
【識別番号】
【住所又は居所】
【氏名又は名称】
【納付年分】 第 1 年分
（【登録料の表示】）
（【予納台帳番号】）
（【補充金額】）
【その他】 補充指令書発送日 令和 年 月 日

（ 円）

〔備考〕

- 1 特許印紙又は現金（納付書を用いた場合に限り）により登録料を補充するときは、「（【登録料の表示】）」の欄の記載は不要とする。特許印紙は下の余白部分にはり、その上にその額を括弧をして記載する。現金納付に係る納付済証は別の用紙にはり、添付する。特例法施行規則第 40 条 1 項又は同項及び同条第 2 項の規定により特例法第 15 条第 1 項の規定による手続に係る申出を行うときは、「（【登録料の表示】）」の欄の「（【予納台帳番号】）」には予納台帳の番号を、「（【補充金額】）」には補充すべき登録料又は補充すべき意匠を秘密にすることを請求する手数料と登録料の合算額（「円」、「」等を付さず、アラビア数字のみで表示すること。）を記載する。意匠法第 42 条第 5 項ただし書及び同法第 67 条第 6 項ただし書の規定により、現金により登録料又は登録料及び手数料を納付する場合であつて、特例法施行規則第 40 条第 1 項又は同項及び同条第 4 項の規定により口座振替による納付の申出を行うときは、「【予納台帳番号】」を「【振替番号】」とし、振替番号を記録し、「【補充金額】」には補充すべき登録料又は補充すべき意匠を秘密にすることを請求する手数料と登録料の合算額を記録する。意匠法第 42 条第 5 項ただし書及び同法第 67 条第 6 項ただし書の規定により、現金により登録料又は登録料及び手数料を納付する場合であつて、特例法施行規則第 40 条第 1 項又は同項及び同条第 5 項の規定により指定立替納付者による納付の申出を行うときは、「（【登録料の表示】）」の欄の「（【予納台帳番号】）」を「【指定立替納付】」とし、「（【補充金額】）」には、

補充すべき登録料又は補充すべき意匠を秘密にすることを請求する手数料と登録料の合算額を記載する。また、特例法施行規則第41条の9第1項に規定する納付情報により登録料を補充したときは、「（【登録料の表示】）」の欄の「（【予納台帳番号】）」を「【納付番号】」とし、納付番号を記載する。この場合において、「（【補充金額】）」の欄は設けるには及ばない。

2 その他は、意匠法施行規則様式第18の備考と同様とする。

（改訂令和6・1）

書式第 4 4

【書類名】 商標登録料納付書（設定補充）
（【提出日】 令和 年 月 日）
【あて先】 特許庁長官 殿
【出願番号】
【商品及び役務の区分数】
【商標登録出願人】
【氏名又は名称】
【納付者】
（【識別番号】）
【住所又は居所】
【氏名又は名称】
（【納付の表示】）
（【登録料の表示】）
（【予納台帳番号】）
（【補充金額】）
【その他】 補充指令書発送日 令和 年 月 日

（ 円）

〔備考〕

- 1 防護標章登録料納付書の補充をするときは、「【書類名】」を「防護標章登録料納付書（設定補充）」とし、「【商標登録出願人】」を「【防護標章登録出願人】」と記載する。
- 2 特許印紙又は現金（納付書を用いた場合に限る）により登録料を補充するときは、「（【登録料の表示】）」の欄の記載は不要とする。特許印紙は下の余白部分にはり、その上にその額を括弧をして記載する。現金納付に係る納付済証は別の用紙にはり、添付する。特例法施行規則第 40 条 1 項の規定により特例法第 15 条第 1 項の規定による手続に係る申出を行うときは、「（【登録料の表示】）」の欄の「（【予納台帳番号】）」には予納台帳の番号を、「（【補充金額】）」には補充すべき登録料の額（「円」、「,」等を付さず、アラビア数字のみで表示すること。）を記載する。商標法第 40 条第 6 項ただし書の規定により、現金により登録料を納付する場合であつて、特例法施行規則第 40 条第 1 項の規定により口座振替による納付の申出を行うときは、「【予納台帳番号】」を「【振替番号】」とし、振替番号を記録し、「【補充金額】」には補充すべき登録料の額を記録する。商標法第 40 条第 6 項ただし書の規定により、現金により登録料を納付する場合であつて、特例法施行規則第 40 条第 1 項の規定により指定立替納付者による納付の申出を行うときは、「（【登録料の表示】）」の欄の「（【予納台帳番号】）」を「【指定立替納付】」とし、「（【補充金額】）」には、補充す

べき登録料の額を記載する。また、特例法施行規則第41条の9第1項に規定する納付情報により登録料を補充したときは、「（【登録料の表示】）」の欄の「（【予納台帳番号】）」を「【納付番号】」とし、納付番号を記載する。この場合において、「（【補充金額】）」の欄は設けるには及ばない。

3 その他は、商標法施行規則様式第17の備考と同様とする。

（改訂令和6・1）

書式第 4 5

【書類名】 商標登録料納付書（分納補充）

（【提出日】 令和 年 月 日）

【あて先】 特許庁長官 殿

【商標登録番号】

【商品及び役務の区分の数】

【商標権者】

【氏名又は名称】

【納付者】

（【識別番号】）

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

（【登録料の表示】）

（【予納台帳番号】）

（【補充金額】）

【その他】 補充指令書発送日 令和 年 月 日

(円)

〔備考〕

- 1 特許印紙又は現金（納付書を用いた場合に限り）により登録料を補充するときは、「（【登録料の表示】）」の欄の記載は不要とする。特許印紙は下の余白部分にはり、その上にその額を括弧をして記載する。現金納付に係る納付済証は別の用紙にはり、添付する。特例法施行規則第40条1項の規定により特例法第15条第1項の規定による手続に係る申出を行うときは、「（【登録料の表示】）」の欄の「（【予納台帳番号】）」には予納台帳の番号を、「（【補充金額】）」には補充すべき登録料の額（「円」、「,」等を付さず、アラビア数字のみで表示すること。）を記載する。商標法第40条第6項ただし書の規定により、現金により登録料を納付する場合であつて、特例法施行規則第40条第1項の規定により口座振替による納付の申出を行うときは、「【予納台帳番号】」を「【振替番号】」とし、振替番号を記録し、「【補充金額】」には補充すべき登録料の額を記録する。商標法第40条第6項ただし書の規定により、現金により登録料を納付する場合であつて、特例法施行規則第40条第1項の規定により指定立替納付者による納付の申出を行うときは、「（【登録料の表示】）」の欄の「（【予納台帳番号】）」を「【指定立替納付】」とし、「（【補充金額】）」には、補充すべき登録料の額を記載する。また、特例法施行規則第41条の9第1項に規定する納付情報により登録料を補充したときは、「（【登録料の表示】）」の欄の「（【予納台帳番号】）」を「【納付番号】」とし、納付番号を記載する。この場合において、「（【補充金額】）」の欄は設けるには及ばない。

2 その他は、商標法施行規則様式第18の備考と同様とする。

(改訂令和6・1)

書式第 4 6

【書類名】 防護標章更新登録料納付書（設定補充）
（【提出日】 令和 年 月 日）
【あて先】 特許庁長官 殿
【出願番号】
【商標登録番号】
【防護標章更新登録出願人】
【氏名又は名称】
【納付者】
（【識別番号】）
【住所又は居所】
【氏名又は名称】
（【登録料の表示】）
（【予納台帳番号】）
（【補充金額】）
【その他】 補充指令書発送日 令和 年 月 日

(円)

〔備考〕

- 1 特許印紙又は現金（納付書を用いた場合に限る）により登録料を補充するときは、「（【登録料の表示】）」の欄の記載は不要とする。特許印紙は下の余白部分にはり、その上にその額を括弧をして記載する。現金納付に係る納付済証は別の用紙にはり、添付する。特例法施行規則第 40 条 1 項の規定により特例法第 15 条第 1 項の規定による手続に係る申出を行うときは、「（【登録料の表示】）」の欄の「（【予納台帳番号】）」には予納台帳の番号を、「（【補充金額】）」には補充すべき登録料の額（「円」、「,」等を付さず、アラビア数字のみで表示すること。）を記載する。商標法第 40 条第 6 項ただし書の規定により、現金により登録料を納付する場合であつて、特例法施行規則第 40 条第 1 項の規定により口座振替による納付の申出を行うときは、「【予納台帳番号】」を「【振替番号】」とし、振替番号を記録し、「【補充金額】」には補充すべき登録料の額を記録する。商標法第 40 条第 6 項ただし書の規定により、現金により登録料を納付する場合であつて、特例法施行規則第 40 条第 1 項の規定により指定立替納付者による納付の申出を行うときは、「（【登録料の表示】）」の欄の「（【予納台帳番号】）」を「【指定立替納付】」とし、「（【補充金額】）」には、補充すべき登録料の額を記載する。また、特例法施行規則第 41 条の 9 第 1 項に規定する納付情報により登録料を補充したときは、「（【登録料の表示】）」の欄の「（【予納台帳番号】）」を「【納付番号】」とし、納付番号を記載する。この場合において、「（【補充金額】）」の欄は設けるには及ばない。

2 その他は、商標法施行規則様式第19の備考と同様とする。

(改訂令和6・1)

書式第 4 7

【書類名】 特許料納付書（補充）

（【提出日】 令和 年 月 日）

【あて先】 特許庁長官 殿

【特許番号】

【請求項の数】

【特許権者】

【氏名又は名称】

【納付者】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【納付年分】 第 年分

（【特許料の表示】）

（【予納台帳番号】）

（【補充金額】）

【その他】 補充指令書発送日 令和 年 月 日

〔備考〕

- 1 特許印紙又は現金（納付書を用いた場合に限る）により特許料を補充するときは、「（【特許料の表示】）」の欄の記載は不要とする。特許印紙は下の余白部分にはり、その上にその額を括弧をして記載する。現金納付に係る納付済証は別の用紙にはり、添付する。特例法施行規則第 4 0 条 1 項の規定により特例法第 1 5 条第 1 項の規定による手続に係る申出を行うときは、「（【特許料の表示】）」の欄の「（【予納台帳番号】）」には予納台帳の番号を、「（【補充金額】）」には補充すべき特許料の額（「円」、「，」等を付さず、アラビア数字のみで表示すること。）を記載する。特許法第 1 0 7 条第 5 項ただし書の規定により、現金により特許料を納付する場合であつて、特例法施行規則第 4 0 条第 1 項の規定により口座振替による納付の申出を行うときは、「【予納台帳番号】」を「【振替番号】」とし、振替番号を記録し、「【補充金額】」には補充すべき特許料の額を記録する。特許法第 1 0 7 条第 5 項ただし書の規定により、現金により特許料を納付する場合であつて、特例法施行規則第 4 0 条第 1 項の規定により指定立替納付者による納付の申出を行うときは、「（【特許料の表示】）」の欄の「（【予納台帳番号】）」を「【指定立替納付】」とし、「（【補充金額】）」には、補充すべき特許料の額を記載する。また、特例法施行規則第 4 1 条の 9 第 1 項に規定する納付情報により特許料を補充したときは、「（【特許料の表示】）」の欄の「（【予納台帳番号】）」を「【納付番号】」とし、納付番号を記載する。この場合において、「（【補充金額】）」の欄は設けるには及ばない。
- 2 昭和 6 2 年 1 2 月 3 1 日以前にした特許出願に係る特許料を補充するときは、「【請求項の数】」の欄を「【発明の数】」とする。

3 その他は、特許法施行規則様式第70の備考と同様とする。

(改訂令和6・1)

書式第 4 8

【書類名】 実用新案登録料納付書（補充）

（【提出日】 令和 年 月 日）

【あて先】 特許庁長官 殿

【実用新案登録番号】

【請求項の数】

【実用新案権者】

【氏名又は名称】

【納付者】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【納付年分】 第 年分

（【登録料の表示】）

（【予納台帳番号】）

（【補充金額】）

【その他】 補充指令書発送日 令和 年 月 日

〔備考〕

- 1 特許印紙又は現金（納付書を用いた場合に限る）により登録料を補充するときは、「（【登録料の表示】）」の欄の記載は不要とする。特許印紙は下の余白部分にはり、その上にその額を括弧をして記載する。現金納付に係る納付済証は別の用紙にはり、添付する。特例法施行規則第 4 0 条 1 項の規定により特例法第 1 5 条第 1 項の規定による手続に係る申出を行うときは、「（【登録料の表示】）」の欄の「（【予納台帳番号】）」には予納台帳の番号を、「（【補充金額】）」には補充すべき登録料の額（「円」、「，」等を付さず、アラビア数字のみで表示すること。）を記載する。実用新案法第 3 1 条第 5 項ただし書の規定により、現金により登録料を納付する場合であつて、特例法施行規則第 4 0 条第 1 項の規定により口座振替による納付の申出を行うときは、「【予納台帳番号】」を「【振替番号】」とし、振替番号を記録し、「【補充金額】」には補充すべき登録料の額を記録する。実用新案法第 3 1 条第 5 項ただし書の規定により、現金により登録料を納付する場合であつて、特例法施行規則第 4 0 条第 1 項の規定により指定立替納付者による納付の申出を行うときは、「（【登録料の表示】）」の欄の「（【予納台帳番号】）」を「【指定立替納付】」とし、「（【補充金額】）」には、補充すべき登録料の額を記載する。また、特例法施行規則第 4 1 条の 9 第 1 項に規定する納付情報により登録料を補充したときは、「（【登録料の表示】）」の欄の「（【予納台帳番号】）」を「【納付番号】」とし、納付番号を記載する。この場合において、「（【補充金額】）」の欄は設けるには及ばない。
- 2 昭和 6 2 年 1 2 月 3 1 日以前にした実用新案登録出願に係る登録料を補充するときは、「【請求項の数】」の欄は設けるには及ばない。

3 その他は、実用新案法施行規則様式第14の備考と同様とする。

(改訂令和6・1)

書式第 4 9

【書類名】 意匠登録料納付書（補充）
（【提出日】 令和 年 月 日）
【あて先】 特許庁長官 殿
【意匠登録番号】
【意匠権者】
【氏名又は名称】
【納付者】
【識別番号】
【住所又は居所】
【氏名又は名称】
【納付年分】 第 年分
（【登録料の表示】）
（【予納台帳番号】）
（【補充金額】）
【その他】 補充指令書発送日 令和 年 月 日
〔備考〕

- 1 特許印紙又は現金（納付書を用いた場合に限る）により登録料を補充するときは、「（【登録料の表示】）」の欄の記載は不要とする。特許印紙は下の余白部分にはり、その上にその額を括弧をして記載する。現金納付に係る納付済証は別の用紙にはり、添付する。特例法施行規則第 4 0 条 1 項の規定により特例法第 1 5 条第 1 項の規定による手続に係る申出を行うときは、「（【登録料の表示】）」の欄の「（【予納台帳番号】）」には予納台帳の番号を、「（【補充金額】）」には補充すべき登録料の額（「円」、「、」等を付さず、アラビア数字のみで表示すること。）を記載する。意匠法第 4 2 条第 5 項ただし書の規定により、現金により登録料を納付する場合であつて、特例法施行規則第 4 0 条第 1 項の規定により口座振替による納付の申出を行うときは、「【予納台帳番号】」を「【振替番号】」とし、振替番号を記録し、「【補充金額】」には補充すべき登録料の額を記録する。意匠法第 4 2 条第 5 項ただし書の規定により、現金により登録料を納付する場合であつて、特例法施行規則第 4 0 条第 1 項の規定により指定立替納付者による納付の申出を行うときは、「（【登録料の表示】）」の欄の「（【予納台帳番号】）」を「【指定立替納付】」とし、「（【補充金額】）」には、補充すべき登録料の額を記載する。また、特例法施行規則第 4 1 条の 9 第 1 項に規定する納付情報により登録料を補充したときは、「（【登録料の表示】）」の欄の「（【予納台帳番号】）」を「【納付番号】」とし、納付番号を記載する。この場合において、「（【補充金額】）」の欄は設けるには及ばない。
- 2 その他は、意匠法施行規則様式第 1 9 の備考と同様とする。

書式第 5 0

- 【書類名】 商標権存続期間更新登録申請書（補充）
（【提出日】 令和 年 月 日）
【あて先】 特許庁長官 殿
【商標登録番号】
【更新登録申請人】
（【識別番号】）
【住所又は居所】
【氏名又は名称】
【代理人】
（【識別番号】）
【住所又は居所】
【氏名又は名称】
（【納付の表示】）
（【登録料の表示】）
（【予納台帳番号】）
（【補充金額】）
【提出物件の目録】
【その他】 補充指令書発送日 令和 年 月 日

〔備考〕

商標法施行規則様式第 1 2 の備考 1 から 2 3 まで、2 5 及び 2 6 と同様とする。

（改訂令和 8 ・ 5）

書式第 5 1

【書類名】 特許料納付書（補充）

（【提出日】 令和 年 月 日）

【あて先】 特許庁長官 殿

【併合識別】 併合

【特許番号】

【併合件数】

【特許権者】

【氏名又は名称】

【納付者】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

（【特許料の表示】）

（【予納台帳番号】）

（【補充金額】）

【その他】 補充指令書発送日 令和 年 月 日

[備考]

- 1 「【特許番号】」の欄には、補充に係る特許料納付書の「【併合納付の明細】」に記載した最初の特許番号を記載する。
- 2 その他は、書式第 3 6 の備考と同様とする。この場合において、「【納付金額】」とあるのは「【補充金額】」と読み替えるものとする。

（改訂令和 6・1）

書式第 5 2

【書類名】 実用新案登録料納付書（補充）

（【提出日】 令和 年 月 日）

【あて先】 特許庁長官 殿

【併合識別】 併合

【実用新案登録番号】

【併合件数】

【実用新案権者】

【氏名又は名称】

【納付者】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

（【登録料の表示】）

（【予納台帳番号】）

（【補充金額】）

【その他】 補充指令書発送日 令和 年 月 日

〔備考〕

- 1 「【実用新案登録番号】」の欄には、補充に係る実用新案登録料納付書の「【併合納付の明細】」に記載した最初の登録番号を記載する。
- 2 その他は、書式第 3 7 の備考と同様とする。この場合において、「【納付金額】」とあるのは「【補充金額】」と読み替えるものとする。

（改訂令和 6 ・ 1）

書式第 5 3

【書類名】 意匠登録料納付書（補充）
（【提出日】 令和 年 月 日）
【あて先】 特許庁長官 殿
【併合識別】 併合
【意匠登録番号】
【併合件数】
【意匠権者】
【氏名又は名称】
【納付者】
【識別番号】
【住所又は居所】
【氏名又は名称】
（【登録料の表示】）
（【予納台帳番号】）
（【補充金額】）
【その他】 補充指令書発送日 令和 年 月 日

[備考]

- 1 「【意匠登録番号】」の欄には、補充に係る意匠登録料納付書の「【併合納付の明細】」に記載した最初の登録番号を記載する。
- 2 その他は、書式第 3 8 の備考と同様とする。この場合において、「【納付金額】」とあるのは「【補充金額】」と読み替えるものとする。

(改訂令和 6・1)

書式第 5 4

【書類名】 特許料納付書（補充）

（【提出日】 令和 年 月 日）

【あて先】 特許庁長官 殿

【併合識別】 併合

【特許番号】

【併合件数】

【特許権者】

【氏名又は名称】

【納付者】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【特許料の表示】

【予納台帳番号】

【補充金額】

【その他】 補充指令書発送日 令和 年 月 日

[備考]

- 1 「【特許番号】」の欄には、補充に係る特許料納付書の「【併合納付の明細】」に記録した最初の特許番号を記録する。
- 2 その他は、書式第 3 9 の備考と同様とする。この場合において、「【納付金額】」とあるのは「【補充金額】」と読み替えるものとする。

(改訂令和 6・1)

書式第 5 5

【書類名】 実用新案登録料納付書（補充）

（【提出日】 令和 年 月 日）

【あて先】 特許庁長官 殿

【併合識別】 併合

【実用新案登録番号】

【併合件数】

【実用新案権者】

【氏名又は名称】

【納付者】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【登録料の表示】

【予納台帳番号】

【補充金額】

【その他】 補充指令書発送日 令和 年 月 日

〔備考〕

- 1 「【実用新案登録番号】」の欄には、補充に係る実用新案登録料納付書の「【併合納付の明細】」に記録した最初の登録番号を記録する。
- 2 その他は、書式第 4 0 の備考と同様とする。この場合において、「【納付金額】」とあるのは「【補充金額】」と読み替えるものとする。

（改訂令和 6 ・ 1）

書式第 5 6

【書類名】 意匠登録料納付書（補充）
（【提出日】 令和 年 月 日）
【あて先】 特許庁長官 殿
【併合識別】 併合
【意匠登録番号】
【併合件数】
【意匠権者】
【氏名又は名称】
【納付者】
【識別番号】
【住所又は居所】
【氏名又は名称】
【登録料の表示】
【予納台帳番号】
【補充金額】
【その他】 補充指令書発送日 令和 年 月 日

〔備考〕

- 1 「【意匠登録番号】」の欄には、補充に係る意匠登録料納付書の「【併合納付の明細】」に記録した最初の登録番号を記録する。
- 2 その他は、書式第 4 1 の備考と同様とする。この場合において、「【納付金額】」とあるのは「【補充金額】」と読み替えるものとする。

（改訂令和 6・1）

書式第 5 7

【書類名】既納特許料返還請求書（年金併合）

（【提出日】令和 年 月 日）

【あて先】特許庁長官 殿

【特許番号】

【返還請求人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【返還原因】

【納付年月日】

【納付済金額】

【適正納付金額】

【返還請求金額】

【返還金振込先】

【金融機関名】

【口座種別】

【口座番号】

【フリガナ】

【口座名義人】

（【返還の表示】）

（【予納台帳番号】）

（【加算金額】）

【提出物件の目録】

【物件名】返還請求明細書

1

〔備考〕

- 1 実用新案登録料及び意匠登録料に係る返還を請求するときは、「【書類名】」を「既納登録料返還請求書（年金併合）」と記載する。
- 2 「【特許番号】」の欄には、「特許第〇〇〇〇〇〇〇号外〇〇件の併合納付書」のように当該併合納付書の「【併合納付の明細】」の欄に最初に記載した特許番号及び併合納付に係る他の特許番号の件数を記載する。実用新案登録にあっては「【特許番号】」を「【実用新案登録番号】」とし「実用新案登録第〇〇〇〇〇〇〇号外〇〇件の併合納付書」のように当該併合納付書の「【併合納付の明細】」の欄に最初に記載した実用新案登録番号及び併合納付に係る他の実用新案登録番号の件数を記載する。意匠登録にあっては「【特許番号】」を「【意匠登録番号】」とし「意匠登録第〇〇〇〇〇〇〇

号外〇〇件の併合納付書」のように当該併合納付書の「【併合納付の明細】」の欄に最初に記載した意匠登録番号及び併合納付に係る他の意匠登録番号の件数を記載する。

- 3 「【納付済金額】」の欄には、返還請求明細書に記載した納付済年分の特許（登録）料の合計額を記載する。
- 4 「【適正納付金額】」の欄には、返還請求明細書に記載した適正納付年分の特許（登録）料の合計額を記載する。
- 5 「【返還請求金額】」の欄には、返還請求明細書に記載した返還請求金額の合計額を記載する。
- 6 返還請求明細書には、特許（登録）料の返還に係る特許（登録）番号、納付済年分：金額、適正納付年分：金額及び返還請求金額をすべて記載する。ただし、併合納付書の特許（登録）料の合算額の誤記に係る返還請求の場合には、返還請求明細書の添付を要しない。
- 7 その他は、特許法施行規則様式第73の備考2から4まで、8、9及び11と同様とする。

（改訂令和2・12）

書式第 5 8

【書類名】既納手数料返還請求書（現金納付）

（【提出日】令和 年 月 日）

【あて先】特許庁長官 殿

【納付書番号】

【返還請求人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【納付年月日】

【返還請求金額】

【返還原因】

【返還金振込先】

【金融機関名】

【口座種別】

【口座番号】

【フリガナ】

【口座名義人】

【提出物件の目録】

【物件名】領収証書 1

【物件名】納付済証（特許庁提出用） 1

〔備考〕

- 1 手数料に係る返還の請求をするときは、電子現金納付にあつては「【書類名】」を「既納手数料返還請求書（電子現金納付）」と記載する。
- 2 特許料に係る返還の請求をするときは、現金納付にあつては「【書類名】」を「既納特許料返還請求書（現金納付）」と、電子現金納付にあつては「【書類名】」を「既納特許料返還請求書（電子現金納付）」と、登録料に係る返還の請求をするときは、現金納付にあつては「【書類名】」を「既納登録料返還請求書（現金納付）」と、電子現金納付にあつては「【書類名】」を「既納登録料返還請求書（電子現金納付）」と記載する。
- 3 「【納付書番号】」の欄には、添付する納付済証（特許庁提出用）に記載の納付書番号を記載する。また、電子現金納付による場合は「【納付書番号】」の欄を「【納付番号】」とし、納付番号を記載する。
- 4 「【納付年月日】」の欄には、「令和〇〇年〇〇月〇〇日」のように金融機関に納付した年月日を記載する。
- 5 「【返還請求金額】」の欄には、納付済証（特許庁提出用）に記載の金額

を記載する。電子現金納付による場合は、金融機関に納付した金額を記載する。

- 6 「【返還原因】」の欄には、現金納付による場合は「現金納付に係る手続を行わなかったことによる返還請求」と、電子現金納付による場合は「電子現金納付に係る手続を行わなかったことによる返還請求」と記載する。
- 7 【提出物件の目録】の欄には、「【物件名】領収証書 1、【物件名】納付済証（特許庁提出用） 1」とし、返還請求に該当する領収証書及び納付済証（特許庁提出用）を添付しなければならない。ただし、電子現金納付による場合は、【提出物件の目録】の欄を設けるには及ばない。
- 8 その他は、特許法施行規則様式第 7 3 の備考 2 から 4 まで、8 及び 1 1 と同様とする。

(改訂令和 5・4)

書式第 5 9

【書類名】 既納手数料返還請求書（現金納付）

（【提出日】 令和 年 月 日）

【あて先】 特許庁長官 殿

【納付書番号】

【返還請求人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【納付年月日】

【返還請求金額】

【返還原因】

【返還金振込先】

【金融機関名】

【口座種別】

【口座番号】

【フリガナ】

【口座名義人】

【提出物件の目録】

【物件名】 返還請求明細書 1

【物件名】 領収証書 ○

【物件名】 納付済証（特許庁提出用） ○

〔備考〕

- 1 手数料に係る返還の請求をするときは、電子現金納付にあつては「【書類名】」を「既納手数料返還請求書（電子現金納付）」と記載する。
- 2 特許料に係る返還の請求をするときは、現金納付にあつては「【書類名】」を「既納特許料返還請求書（現金納付）」と、電子現金納付にあつては「【書類名】」を「既納特許料返還請求書（電子現金納付）」と、登録料に係る返還の請求をするときは、現金納付にあつては「【書類名】」を「既納登録料返還請求書（現金納付）」と、電子現金納付にあつては「【書類名】」を「既納登録料返還請求書（電子現金納付）」と記載する。
- 3 「【納付書番号】」の欄には、「別紙返還請求明細書のとおり」と記載する。また、電子現金納付による場合は「【納付書番号】」の欄を「【納付番号】」とし、「別紙返還請求明細書のとおり」と記載する。
- 4 「【納付年月日】」の欄には、「別紙返還請求明細書のとおり」と記載する。

- 5 「【返還請求金額】」の欄には、返還請求明細書に記載の納付金額の合計額を記載する。
- 6 「【返還原因】」の欄には、現金納付による場合は「現金納付に係る手続を行わなかったことによる返還請求」と、電子現金納付による場合は「電子現金納付に係る手続を行わなかったことによる返還請求」と記載する。
- 7 【提出物件の目録】の欄には、「【物件名】返還請求明細書1、【物件名】領収証○、【物件名】納付済証（特許庁提出用）○」とし、返還請求に該当するすべての領収証及び納付済証（特許庁提出用）を添付しなければならない。電子現金納付による場合は、「【物件名】返還請求明細書1」と記載する。
- 8 返還請求明細書には、現金をもって納付した未使用の手数料又は特許料若しくは登録料の返還に係る各々の納付済証（特許庁提出用）に記載の納付書番号（電子現金納付の場合は納付番号）及び納付金額と、それらの納付年月日を記載する。
- 9 その他は、特許法施行規則様式第73の備考2から4まで、8及び11と同様とする。

(改訂令和5・4)

書式第 6 4

【書類名】 回答書

(【提出日】 令和 年 月 日)

【あて先】 特許庁審判長 殿

【審判事件の表示】

【審判番号】

【出願番号】

【審判請求人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

(【電話番号】)

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

(【電話番号】)

【発送番号】

【回答の内容】

【提出物件の目録】

【物件名】

[備考]

- 1 提出する物件がない場合には、「【提出物件の目録】」の欄は設けるには及ばない。
- 2 その他は、特許法施行規則様式第 2 の備考 1、2、4、10 から 14 まで、16 から 19 まで及び 22 から 25 まで、様式第 4 の備考 4、様式第 6 1 の 6 の備考 1、4、6 及び 7 並びに様式第 6 4 の 3 の備考 1 と同様とする。

(改訂令和 8・5)

書式第 6 5

【書類名】 早期審理に関する事情説明書

(【提出日】 令和 年 月 日)

【あて先】 特許庁長官 殿

【審判事件の表示】

【審判番号】

【出願番号】

【審判請求人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

(【電話番号】)

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

(【電話番号】)

【早期審理に関する事情説明】

1. 事情

【提出物件の目録】

【物件名】

[備考]

- 1 「【早期審理に関する事情説明】」の「1. 事情」は、書式第 1 5 の備考 1 と同じ要領で記載する。
- 2 早期審理を申し出る審判事件が、審査段階において既に早期審査又は優先審査の対象となっている場合には、「【早期審理に関する事情説明】」の欄には「早期審査（優先審査）に関する事情説明書の記載参照」と記載する。
- 3 提出する物件がない場合には、「【提出物件の目録】」の欄は設けるには及ばない。
- 4 その他は、特許法施行規則様式第 2 の備考 1、2、4、1 0 から 1 2 まで、1 4、1 6、1 8 及び 2 2 から 2 5 まで、様式第 4 の備考 4、様式第 6 1 の 6 の備考 1、4、6 及び 7 並びに様式第 6 4 の 3 の備考 1 と同様とする。

(改訂令和 8・5)

書式第 6 6

【書類名】 早期審理に関する事情説明補充書

(【提出日】 令和 年 月 日)

【あて先】 特許庁長官 殿

【審判事件の表示】

【審判番号】

【出願番号】

【審判請求人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

(【電話番号】)

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

(【電話番号】)

【補充の内容】

【提出物件の目録】

【物件名】

[備考]

特許法施行規則様式第 2 の備考 1、2、4、10 から 12 まで、14、16、18 及び 22 から 25 まで、様式第 4 の備考 4、様式第 6 1 の 6 の備考 1、4、6 及び 7 並びに様式第 6 4 の 3 の備考 1 と同様とする。

(改訂令和 8・5)

証明を求める場合は、「【証明に係る事項】」の欄に、それぞれ「特許願を提出した出願の年月日」を、「特許願の発明者の住所又は居所及び氏名」を、「特許願の特許出願人の住所又は居所及び氏名又は名称」のように証明に必要なものを記載する。

- 4 「【利害関係を有する事由】」の欄には、証明を求める事項が「平成23年改正前特許法第186条第3項ただし書に規定する仮通常実施権に係る事項」に該当する場合に限り、「特許出願人」「特許出願の差押債権者」「特許出願人〇〇の破産管財人」のように記載する。
- 5 「【交付方法】」の欄は、当該書類の証明書の交付を直接受ける場合は「手交」、郵便で証明書の交付を受ける場合は「郵送」のように記載する。
- 6 「【請求部数】」の欄は、証明書の交付を請求する数（部、通、枚等を付さず、アラビア数字のみで表示すること。）を記載する。
- 7 特許印紙又は現金（納付書を用いた場合に限る）により手数料を納付するときは、「（【手数料の表示】）」の欄の記載は不要とする。特許印紙は下の余白部分にはり、その上にその額を括弧をして記載する。現金納付に係る納付済証は別の用紙にはり、添付する。特例法施行規則第40条第2項の規定により特例法第15条第1項の規定による手続に係る申出を行うときは、「【予納台帳番号】」には予納台帳の番号を、「【納付金額】」には手数料の額を記載する。特許法第195条第8項ただし書の規定により、現金により手数料を納付する場合であって、特例法施行規則第40条第5項の規定により指定立替納付者による納付の申出を行うときは、「【予納台帳番号】」を「【指定立替納付】」とし、「【納付金額】」に納付すべき手数料の額を記載する。特許法第195条第8項ただし書の規定により、現金により手数料を納付した場合であって、特例法施行規則第41条の9第1項に規定する納付情報によるときは、「（【予納台帳番号】）」を「【納付番号】」とし、納付番号を記載する。この場合において、「【納付金額】」の欄は設けるには及ばない。
- 8 証明を求める者が平成23年改正前特許法第186条第3項ただし書に規定する利害関係を有する者であるときは、「【提出物件の目録】」の欄に「利害関係人であることを証明する書面」と記載し、当該書面を添付する。
- 9 その他は、特許法施行規則様式第2の備考1から4まで、10から12まで及び22、24から26と同様とする。ただし、様式第2の備考26にかかわらず、平成23年改正前特許法第186条第3項ただし書に係る証明書の提出を省略する場合は、特許法施行規則第10条第2項は適用されない。

書式第 6 8

【書類名】 優先権証明請求書
(【提出日】 令和 年 月 日)
【あて先】 特許庁長官 殿
【事件の表示】
【出願番号】
【請求人】
【識別番号】
【住所又は居所】
【氏名又は名称】
【出願国・地域名】
【交付方法】
(【手数料の表示】)
(【予納台帳番号】)
(【納付金額】)

(円)

[備考]

- 1 「【事件の表示】」の欄の「【出願番号】」には、「特願○○○○－○○○○○○」のように出願の番号を記載する。
- 2 「【氏名又は名称】」には、氏名（法人にあっては、名称を記載し、「【氏名又は名称】」の次に「【代表者】」の欄を設けてその代表者の氏名）を記載し、その次に、「【電話番号】」又は「【ファクシミリ番号】」及び「【担当者】」の欄を設けて、請求人の有する電話又はファクシミリの番号及び担当者の氏名をなるべく記載する。
- 3 「【出願国・地域名】」の欄は、優先権を主張する国・地域名を記載する。また、2国以上の優先権を主張する国・地域名を記載する場合は、行を改めて記載する。なお、この場合において、同一国に2通以上提出する場合も同様とする。
- 4 既に提出されている書類について同時に証明を請求するときは、「【出願国・地域名】」の欄の次に「【証明に係る他の書類名】」の欄を設けて、「手続補正書」、「出願人名義変更届」のように記載する。この場合において、証明に係る書類が書類名だけで特定できないときは、その提出年月日を設けて「令和何年何月何日提出の手続補正書」、「令和何年何月何日提出の出願人名義変更届」のように記載する。
- 5 「【交付方法】」の欄は、当該書類の証明書の交付を直接受ける場合は「手交」、郵便で証明書の交付を受ける場合は「郵送」のように記載する。
- 6 その他は、特許法施行規則様式第2の備考1から4まで、10から12まで及び22、24、25並びに書式第67の備考7と同様とする。

(改訂令和 6・1)

証 明 願



(円)

(令和 年 月 日)

特許庁長官 殿

請求人

(識別番号)

住所 (居所)

氏名 (名称)

代理人

(識別番号)

住所 (居所)

氏名 (名称)

担当者

電話番号

請求人は、自己の試験又は研究のため下記の特許出願（特許）に係る微生物の試料の分譲を受けたいので、特許法施行規則第 27 条の 3 の規定により分譲を受ける資格を有することを証明してください。

記

- 1 事件の表示
- 2 事件との関係
- 3 特許出願人（特許権者）
住所（居所）
氏名（名称）

4 寄託機関

5 受託番号

6 交付方法

7 添付書類の目録

(1) 分譲請求書

(2)

通
通

[備考]

- 1 「事件の表示」の欄には、特許出願中のものについては「特願○○○○－○○○○○○」のように出願の番号を、特許権に係るものについては「特許第○○○○○○○○」のように特許番号を記載する。
- 2 「事件との関係」の欄には、特許法施行規則第27条の3第1項第2号及び第3号の場合のみ記載し、同条同項第1号の場合には「事件との関係」の欄は設けるには及ばない。第2号の場合には「警告を受けた者」、第3号の場合には「拒絶理由通知を受けた者」と記載し、それぞれの関係を証明する書面を添付する。
- 3 「寄託機関」の欄には、寄託機関の名称を正確に記載する（略称は認めない）。
- 4 「受託番号」の欄には、国際寄託番号又は国内寄託番号を記載する。
- 5 「交付方法」の欄には、当該書類の証明書の交付を直接受ける場合は「手交」、郵便で証明書の交付を受ける場合は「郵送」のように記載する。
- 6 特許印紙をはるときは、その下にその額を括弧をして記載する。特許法第195条第8項ただし書の規定により、現金により手数料を納付する場合であつて、特例法施行規則第40条第5項の規定により指定立替納付者による納付の申出を行うときは、「請求人」の欄（代理人が手続を行う場合は「代理人」の欄）に「（識別番号）」の欄を設けて識別番号を記載し、「6 交付方法」の欄の次に「7 指定立替納付」の欄を設け、納付すべき手数料の額を記載する。特許法第195条第8項ただし書の規定により、現金により手数料を納付した場合であつて、納付書によるときは、事務規程別紙第4号12書式の納付済証（特許庁提出用）を別の用紙にはるものとし、納付情報によるときは、「6 交付方法」の欄の次に「7 納付番号」の欄を設け、納付番号を記載する。
- 7 その他は、特許法施行規則様式第3の備考1から3、7、8、11、14と同様とする。

書式第 7 0

- 【書類名】 本国登録証明請求書
(【提出日】 令和 年 月 日)
【あて先】 特許庁長官 殿
【商標登録番号】
【請求人】
【識別番号】
【住所又は居所】
【氏名又は名称】
【出願国・地域名】
【交付方法】
(【手数料の表示】)
(【予納台帳番号】)
(【納付金額】)

(円)

[備考]

- 1 「【商標登録番号】には、「商標登録第〇〇〇〇〇〇〇号」のようにその登録番号を記載する。
- 2 【氏名又は名称】には、氏名（法人にあっては、名称を記載し、【氏名又は名称】の次に【代表者】の欄を設けてその代表者の氏名）を記載し、その次に、【電話番号】又は【ファクシミリ番号】及び【連絡先】の欄を設けて、請求人の有する電話又はファクシミリの番号及び担当者の氏名をなるべく記載する。
- 3 出願国・地域名が 2 以上あるときは、【出願国・地域名】を繰り返し設けて記載する。
- 4 本国登録証明請求において、商標登録の範囲に含まれる商品及び役務の証明確認（包含証明）に係る本国登録証明請求が必要な場合は【出願国・地域名】の次に、以下の（イ）、（ロ）の欄を設けて次の要領で記載する。
イ 【証明に係る他の事項】の欄を設け、「商標登録の範囲の確認に関する事項に記載した商品名又は役務名が本件指定商品又は指定役務に含まれることを証明してください。」のように記載する。
ロ 次に、【商標登録の範囲の確認に関する事項】の欄を設け、【商品及び役務の区分】及び【商品名又は役務名】を設けて記載する。
なお、【商品及び役務の区分】の証明が 2 以上必要な場合は、次のように欄を繰り返し設けて記録する。
【商品及び役務の区分】
【商品名又は役務名】
【商品及び役務の区分】

【商品名又は役務名】

- 5 「【交付方法】」の欄は、当該書類の証明書の交付を直接受ける場合は「手交」、郵便で証明書の交付を受ける場合は「郵送」のように記載する。
- 6 その他は、特許法施行規則様式第2の備考1から5まで、10から12まで及び21、22、24、25と同様とする。ただし、様式第2の備考5にかかわらず、特許印紙をはるときは、破線より下にはるものとし、その上にその額を括弧をして記載する。

(改訂令和2・12)

書式第 7 1

- 【書類名】 登録事項記載書類の交付請求書
(【提出日】 令和 年 月 日)
【あて先】 特許庁長官 殿
【特許番号】
【請求人】
 【識別番号】
 【住所又は居所】
 【氏名又は名称】
(【利害関係を有する事由】)
【交付方法】
【請求部数】
(【手数料の表示】)
 (【予納台帳番号】)
 (【納付金額】)
(【提出物件の目録】)

(円)

[備考]

- 1 国際登録にあつては、「【書類名】」を「国際登録に係る登録事項記載書類の交付請求書」と記載する。
- 2 「【特許番号】」には、「特許第〇〇〇〇〇〇〇号」のようにその特許番号を記載する。実用新案登録にあつては、「【特許番号】」を「【実用新案登録番号】」とし「実用新案登録第〇〇〇〇〇〇〇号」のようにその登録番号を記載する。意匠登録にあつては、「【特許番号】」を「【意匠登録番号】」とし「意匠登録第〇〇〇〇〇〇〇号」のようにその登録番号を記載する。商標登録にあつては、「【特許番号】」を「【商標登録番号】」とし「商標登録第〇〇〇〇〇〇〇号」のようにその登録番号を記載し、商標権の分割又は分割移転に係る登録の場合は「商標登録第〇〇〇〇〇〇〇号」に続けて「の2」のように示す記号を記載する。国際登録にあつては、「【特許番号】」を「【国際登録番号】」とし「国際登録第〇〇〇〇〇〇〇号」のようにその登録番号を記載する。
- 3 「【氏名又は名称】」には、氏名（法人にあつては、名称を記載し、「【氏名又は名称】」の次に「【代表者】」の欄を設けてその代表者の氏名）を記載し、その次に、「【電話番号】」又は「【ファクシミリ番号】」及び「【担当者】」の欄を設けて、請求人の有する電話又はファクシミリの番号及び担当者の氏名をなるべく記載する。
- 4 「【利害関係を有する事由】」の欄には、交付を求める事項が「平成23年改正前特許法第186条第3項ただし書に規定する通常実施権に係る事

項」に該当する場合に限り、「特許権者」「特許権差押債権者」「通常実施権者〇〇の破産管財人」のように記載する。

- 5 「【交付方法】」の欄は、当該書類の交付を直接受ける場合は「手交」、郵便で交付を受ける場合は「郵送」のように記載する。
- 6 「【請求部数】」の欄は、交付を請求する数（部、通、枚等を付さず、アラビア数字のみで表示すること。）を記載する。
- 7 交付を求める者が平成23年改正前特許法第186条第3項ただし書に規定する利害関係を有する者であるときは、「【提出物件の目録】」の欄に「利害関係人であることを証明する書面」と記載し、当該書面を添付する。
- 8 その他は、特許法施行規則様式第2の備考1から4まで、10から12まで及び22、24から26並びに書式第67の備考7と同様とする。ただし、様式第2の備考26にかかわらず、平成23年改正前特許法第186条第3項ただし書に係る証明書の提出を省略する場合は、特許法施行規則第10条第2項は適用されない。

(改訂令和6・1)

書式第 7 2

- 【書類名】 認証付登録事項記載書類の交付請求書
(【提出日】 令和 年 月 日)
【あて先】 特許庁長官 殿
【特許番号】
【請求人】
 【識別番号】
 【住所又は居所】
 【氏名又は名称】
(【利害関係を有する事由】)
【交付方法】
【請求部数】
(【手数料の表示】)
 (【予納台帳番号】)
 (【納付金額】)
(【提出物件の目録】)

(円)

[備考]

- 1 国際登録にあつては、「【書類名】」を「国際登録に係る認証付登録事項記載書類の交付請求書」と記載する。
- 2 「【特許番号】」には、「特許第〇〇〇〇〇〇〇号」のようにその特許番号を記載する。実用新案登録にあつては、「【特許番号】」を「【実用新案登録番号】」とし「実用新案登録第〇〇〇〇〇〇〇号」のようにその登録番号を記載する。意匠登録にあつては、「【特許番号】」を「【意匠登録番号】」とし「意匠登録第〇〇〇〇〇〇〇号」のようにその登録番号を記載する。商標登録にあつては、「【特許番号】」を「【商標登録番号】」とし「商標登録第〇〇〇〇〇〇〇号」のようにその登録番号を記載し、商標権の分割又は分割移転に係る登録の場合は「商標登録第〇〇〇〇〇〇〇号」に続けて「の 2」のように示す記号を記載する。国際登録にあつては、「【特許番号】」を「【国際登録番号】」とし「国際登録第〇〇〇〇〇〇〇号」のようにその登録番号を記載する。
- 3 「【氏名又は名称】」には、氏名（法人にあつては、名称を記載し、「【氏名又は名称】」の次に「【代表者】」の欄を設けてその代表者の氏名）を記載し、その次に、「【電話番号】」又は「【ファクシミリ番号】」及び「【担当者】」の欄を設けて、請求人の有する電話又はファクシミリの番号及び担当者の氏名をなるべく記載する。
- 4 「【利害関係を有する事由】」の欄には、交付を求める事項が「平成 2 3 年改正前特許法第 1 8 6 条第 3 項ただし書に規定する通常実施権に係る事

項」に該当する場合に限り、「特許権者」「特許権差押債権者」「通常実施権者〇〇の破産管財人」のように記載する。

- 5 「【交付方法】」の欄は、当該書類の交付を直接受ける場合は「手交」、郵便で交付を受ける場合は「郵送」のように記載する。
- 6 「【請求部数】」の欄は、交付を請求する数（部、通、枚等を付さず、アラビア数字のみで表示すること。）を記載する。
- 7 交付を求める者が平成23年改正前特許法第186条第3項ただし書に規定する利害関係を有する者であるときは、「【提出物件の目録】」の欄に「利害関係人であることを証明する書面」と記載し、当該書面を添付する。
- 8 その他は、特許法施行規則様式第2の備考1から4まで、10から12まで及び22、24から26並びに書式第67の備考7と同様とする。ただし、様式第2の備考26にかかわらず、平成23年改正前特許法第186条第3項ただし書に係る証明書の提出を省略する場合は、特許法施行規則第10条第2項は適用されない。

(改訂令和6・1)

書式第 7 3

- 【書類名】 ファイル記録事項の閲覧（縦覧）請求書
（【提出日】 令和 年 月 日）
【あて先】 特許庁長官 殿
【事件の表示】
【出願番号】
【請求人】
【識別番号】
【住所又は居所】
【氏名又は名称】
（【利害関係を有する事由】）
（【手数料の表示】）
（【指定立替納付】）
（【納付金額】）
（【提出物件の目録】）

（ 円）

〔備考〕

- 1 「【事件の表示】」の欄の「【出願番号】」には、「特願○○○○－○○○○○○」のように出願の番号を記載する。
- 2 「【氏名又は名称】」には、氏名（法人にあっては、名称を記載し、「【氏名又は名称】」の次に「【代表者】」の欄を設けてその代表者の氏名）を記載し、その次に、「【電話番号】」又は「【ファクシミリ番号】」及び「【担当者】」の欄を設けて、請求人の有する電話又はファクシミリの番号及び担当者の氏名をなるべく記載する。
- 3 「【利害関係を有する事由】」の欄には、閲覧を求める事項が「平成23年改正前特許法第186条第3項ただし書に規定する通常実施権に係る事項」に該当する場合に限り、「特許権者」「特許権差押債権者」「通常実施権者○○の破産管財人」のように記載する。
- 4 閲覧を求める者が平成23年改正前特許法第186条第3項ただし書に規定する利害関係を有する者であるときは、「【提出物件の目録】」の欄に「利害関係人であることを証明する書面」と記載し、当該書面を添付する。
- 5 特許印紙又は現金（納付書を用いた場合に限る）により手数料を納付するときは、「（【手数料の表示】）」の欄の記載は不要とする。特許印紙は下の余白部分にはり、その上にその額を括弧をして記載する。現金納付に係る納付済証は別の用紙にはり、添付する。特許法第195条第8項ただし書の規定により、現金により手数料を納付する場合であって、特例法施行規則第40条第5項の規定により指定立替納付者による納付の申出を行うときは、「【納付金額】」に納付すべき手数料の額を記載する。特許法第195条第

8 項ただし書の規定により、現金により手数料を納付した場合であって、特例法施行規則第 4 1 条の 9 第 1 項に規定する納付情報によるときは、「（【指定立替納付】）」を「【納付番号】」とし、納付番号を記載する。この場合において、「【納付金額】」の欄は設けるには及ばない。

- 6 その他は、特許法施行規則様式第 2 の備考 1 から 4 まで、1 0 から 1 2 まで及び 2 2、2 4 から 2 6 と同様とする。ただし、様式第 2 の備考 2 6 にかかわらず、平成 2 3 年改正前特許法第 1 8 6 条第 3 項ただし書に係る証明書の提出を省略する場合は、特許法施行規則第 1 0 条第 2 項は適用されない。

(改訂令和 6・1)

書式第 7 4

- 【書類名】 登録事項の閲覧請求書
(【提出日】 令和 年 月 日)
【あて先】 特許庁長官 殿
【特許番号】
【請求人】
【識別番号】
【住所又は居所】
【氏名又は名称】
(【利害関係を有する事由】)
(【手数料の表示】)
(【指定立替納付】)
(【納付金額】)
(【提出物件の目録】)

(円)

[備考]

- 1 国際登録に基づく商標権に係る登録事項の閲覧の請求をする場合は、「【書類名】」を「国際登録に係る登録事項の閲覧請求書」と記載する。
- 2 「【特許番号】」には、「特許第〇〇〇〇〇〇〇号」のようにその特許番号を記載する。実用新案登録にあっては、「【特許番号】」を「【実用新案登録番号】」とし「実用新案登録第〇〇〇〇〇〇〇号」のようにその登録番号を記載する。意匠登録にあっては、「【特許番号】」を「【意匠登録番号】」とし「意匠登録第〇〇〇〇〇〇〇号」のようにその登録番号を記載する。商標登録にあっては、「【特許番号】」を「【商標登録番号】」とし「商標登録第〇〇〇〇〇〇〇号」のようにその登録番号を記載し、商標権の分割又は分割移転に係る登録の場合は「商標登録第〇〇〇〇〇〇〇号」に続けて「の2」のように示す記号を記載する。国際登録にあっては、「【特許番号】」を「【国際登録番号】」とし「国際登録第〇〇〇〇〇〇〇号」のようにその登録番号を記載する。
- 3 「【氏名又は名称】」には、氏名（法人にあっては、名称を記載し、「【氏名又は名称】」の次に「【代表者】」の欄を設けてその代表者の氏名）を記載し、その次に、「【電話番号】」又は「【ファクシミリ番号】」及び「【担当者】」の欄を設けて、請求人の有する電話又はファクシミリの番号及び担当者の氏名をなるべく記載する。
- 4 「【利害関係を有する事由】」の欄には、閲覧を求める事項が「平成23年改正前特許法第186条第3項ただし書に規定する通常実施権に係る事項」に該当する場合に限り、「特許権者」「特許権差押債権者」「通常実施権者〇〇の破産管財人」のように記載する。

- 5 閲覧を求める者が平成23年改正前特許法第186条第3項ただし書に規定する利害関係を有する者であるときは、「【提出物件の目録】」の欄に「利害関係人であることを証明する書面」と記載し、当該書面を添付する。
- 6 その他は、特許法施行規則様式第2の備考1から4まで、10から12まで及び22、24から26並びに書式第73の備考5と同様とする。ただし、様式第2の備考26にかかわらず、平成23年改正前特許法第186条第3項ただし書に係る証明書の提出を省略する場合は、特許法施行規則第10条第2項は適用されない。

(改訂令和6・1)

書式第 7 5

- 【書類名】 ファイル記録事項記載書類の交付請求書
(【提出日】 令和 年 月 日)
【あて先】 特許庁長官 殿
【事件の表示】
【出願番号】
【請求人】
【識別番号】
【住所又は居所】
【氏名又は名称】
【交付に係る書類名】
(【利害関係を有する事由】)
【交付方法】
【請求部数】
(【手数料の表示】)
(【予納台帳番号】)
(【納付金額】)
(【提出物件の目録】)

(円)

[備考]

- 1 「【事件の表示】」の欄の「【出願番号】」には、「特願○○○○-○○○○○○」のように出願の番号を記載する。
- 2 「【氏名又は名称】」には、氏名（法人にあっては、名称を記載し、「【氏名又は名称】」の次に「【代表者】」の欄を設けてその代表者の氏名）を記載し、その次に、「【電話番号】」又は「【ファクシミリ番号】」及び「【担当者】」の欄を設けて、請求人の有する電話又はファクシミリの番号及び担当者の氏名をなるべく記載する。
- 3 「【交付に係る書類名】」の欄は、次の要領で記載する。
 - イ 交付を求める書類が「特例法施行規則第10条58号に規定する特例法第12条第2項の規定による書類」に該当する場合であって、記録されている書類全部の交付を請求するときは「全部」と記載する。
 - ロ 記録されている特定の書類の交付を請求するときは、「特許願（明細書、特許請求の範囲、図面、要約書）」、「手続補正書」、「出願取下書」、「出願放棄書」、「移転登録申請書」のように記載する。この場合において、交付に係る書類が書類名だけで特定できないときは、その提出年月日を設け「令和何年何月何日提出の手続補正書」のように記載する。
- 4 「【利害関係を有する事由】」の欄には、交付を求める書類が「平成23年改正前特許法第186条第3項ただし書に規定する通常実施権に係る書

類」に該当する場合に限り、「特許権者」「特許権差押債権者」「通常実施権者〇〇の破産管財人」のように記載する。

- 5 「【交付方法】」の欄は、当該書類の交付を直接受ける場合は「手交」、郵便で交付を受ける場合は「郵送」のように記載する。
- 6 「【請求部数】」の欄は、交付を請求する数（部、通、枚等を付さず、アラビア数字のみで表示すること。）を記載する。
- 7 交付を求める者が平成23年改正前特許法第186条第3項ただし書に規定する利害関係を有する者であるときは、「【提出物件の目録】」の欄に「利害関係人であることを証明する書面」と記載し、当該書面を記載する。
- 8 その他は、特許法施行規則様式第2の備考1から4まで、10から12まで及び22、24から26並びに書式第67の備考7と同様とする。ただし、様式第2の備考26にかかわらず、平成23年改正前特許法第186条第3項ただし書に係る証明書の提出を省略する場合は、特許法施行規則第10条第2項は適用されない。

(改訂令和6・1)

書式第 7 6

- 【書類名】 認証付ファイル記録事項記載書類の交付請求書
（【提出日】 令和 年 月 日）
【あて先】 特許庁長官 殿
【事件の表示】
【出願番号】
【請求人】
【識別番号】
【住所又は居所】
【氏名又は名称】
【交付に係る書類名】
（【利害関係を有する事由】）
【交付方法】
【請求部数】
（【手数料の表示】）
（【予納台帳番号】）
（【納付金額】）
（【提出物件の目録】）

（ 円）

〔備考〕

- 1 「【事件の表示】」の欄の「【出願番号】」には、「特願○○○○－○○○○○○」のように出願の番号を記載する。
- 2 「【氏名又は名称】」には、氏名（法人にあっては、名称を記載し、「【氏名又は名称】」の次に「【代表者】」の欄を設けてその代表者の氏名）を記載し、その次に、「【電話番号】」又は「【ファクシミリ番号】」及び「【担当者】」の欄を設けて、請求人の有する電話又はファクシミリの番号及び担当者の氏名をなるべく記載する。
- 3 「【交付に係る書類名】」の欄は、次の要領で記載する。
イ 記録されている書類全部の交付を請求するときは「全部」と記載する。
ロ 記録されている特定の書類の交付を請求するときは、「特許願（明細書、特許請求の範囲、図面、要約書）」、「手続補正書」、「出願取下書」、「出願放棄書」のように記載する。この場合において、交付に係る書類が書類名だけで特定できないときは、その提出年月日を設け「令和何年何月何日提出の手続補正書」のように記載する。
- 4 「【利害関係を有する事由】」の欄には、交付を求める書類が「平成23年改正前特許法第186条第3項ただし書に規定する通常実施権に係る書類」に該当する場合に限り、「特許権者」「特許権差押債権者」「通常実施権者○○の破産管財人」のように記載する。

- 5 「【交付方法】」の欄は、当該書類の交付を直接受ける場合は「手交」、郵便で交付を受ける場合は「郵送」のように記載する。
- 6 「【請求部数】」の欄は、交付を請求する数（部、通、枚等を付さず、アラビア数字のみで表示すること。）を記載する。
- 7 拒絶の理由の通知（意匠登録出願及び商標登録出願に限る。）を受けた場合であって、当該通知において指定された期間内に請求するときは、「【交付に係る書類名】」の欄の次に「【拒絶理由通知を受けた事件の表示】」の欄及び「【出願番号】」の欄を設けて、拒絶の理由の通知を受けた当該事件の番号を「意願○○○○－○○○○○○」のように記載する。この場合において、「【交付方法】」の欄には「郵送」と記載する。
- 8 交付を求める者が平成23年改正前特許法第186条第3項ただし書に規定する利害関係を有する者であるときは、「【提出物件の目録】」の欄に「利害関係人であることを証明する書面」と記載し、当該書面を添付する。
- 9 その他は、特許法施行規則様式第2の備考1から4まで、10から12まで及び22、24から26並びに書式第67の備考7と同様とする。ただし、様式第2の備考26にかかわらず、平成23年改正前特許法第186条第3項ただし書に係る証明書の提出を省略する場合は、特許法施行規則第10条第2項は適用されない。

(改訂令和6・1)

書式第 7 7

【書類名】 登録申請書の閲覧請求書

【提出日】 令和 年 月 日

【あて先】 特許庁長官 殿

【閲覧を請求する申請書】

【特許番号】

【受付日】

【受付番号】 No.

【登録年月】

【申請書類名】 登録申請書

【請求人】

(【識別番号】)

【住所(居所)】

【氏名(名称)】

【電話番号】

(【利害関係を有する事由】)

【手数料の額】

(【提出物件の目録】)

(円)

[備考]

- 1 「閲覧を請求する申請書」の欄の【特許番号】には、当該申請書に係る特許番号を「特許第〇〇〇〇〇〇〇号」のように、実用新案登録にあつては【特許番号】を「実用新案登録番号」とし「実用新案登録第〇〇〇〇〇〇〇号」のようにその登録番号を記載する。【受付日】には、当該申請書に係る受付日を「令和〇〇年〇〇月〇〇日」のように、【受付番号】には、当該申請書に係る受付番号を「No. 〇〇〇〇」のように、【申請書類名】には、当該申請書に係る書類名を「専用実施権設定登録申請書」「専用実施権移転登録申請書」のように記載する。
- 2 【利害関係を有する事由】欄には、閲覧を求める事項が「平成23年改正前特許法第186条第3項ただし書に規定する通常実施権に係る事項」に該当する場合に限り、利害関係を有する事由を「特許権者」「専用実施権者」「特許権差押債権者」「通常実施権者〇〇の破産管財人」のように記載する。
- 3 【手数料の額】には、当該請求に係る手数料の額を「〇〇〇〇円」のように記載する。特許印紙は下の余白部分にはり、その上にその額を括弧をして記載する。現金納付に係る納付済証は別の用紙にはり、添付する。特許法第195条第8項ただし書の規定により、現金により手数料を納付する場合であつて、特例法施行規則第40条第5項の規定により指定立替納付者による納付の申出を行うときは、【請求人】の欄に「(【識別番号】)」の欄を設けて識別番号を記載し、「【手数料の額】」を「【指定立替納付】」

とし、「【指定立替納付】」の次に「【納付金額】」の欄を設け、納付すべき手数料の額を記載する。特許法第195条第8項ただし書の規定により、現金により手数料を納付した場合であつて、特例法施行規則第41条の9第1項に規定する納付情報によるときは、「【手数料の額】」を「【納付番号】」とし、納付番号を記載する。

- 4 閲覧を求める者が平成23年改正前特許法第186条第3項ただし書に規定する利害関係人であるときは、「【提出物件の目録】」欄に「【利害関係人であることを証明する書面】」と記載し、当該書面を添付する。
- 5 その他は、特許法施行規則様式第2の備考1から4まで、10から13まで及び24から26と同様とする。ただし、様式第2の備考26にかかわらず、平成23年改正前特許法第186条第3項ただし書に係る証明書の提出を省略する場合は、特許法施行規則第10条第2項は適用されない。

(改訂令和6・1)

書式第 7 8

認証付特許仮実施権原簿謄本の交付請求書

(令和 年 月 日)

特許庁長官 殿

- 1 特許出願番号
- 2 請求人
識別番号
住所（居所）
氏名（名称）
電話番号
- (3 利害関係を有する事由)
- 4 証明書の数 通
- 5 交付の方法 手交 郵送
- 6 手数料の額
- 7 添付書類の目録
(1) (利害関係人であることを証明する書面 1 通)
(2) ()

(円)

[備考]

- 1 「特許出願番号」には、「令和〇〇年特許願〇〇〇〇〇〇号」又は「特願〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇」のように記載する。
- 2 一請求書で複数の特許仮実施権原簿の交付請求をしようとするときは、特許出願番号の欄に、請求しようとする特許出願番号を全て記載する。
- 3 「利害関係を有する事由」は、交付を求める証明書が「平成23年改正前特許法第186条第3項ただし書の規定による証明書」の場合に限り、利害関係を有する事由を「仮専用実施権者」「特許を受ける権利の差押債権者」「仮通常実施権者の破産管財人」のように記載する。
- 4 「証明書の数」には、証明書の交付を請求する数を記載する。
- 5 「交付の方法」には、当該証明書の交付を直接受ける場合は「手交」、郵便で証明書の交付を受ける場合は「郵送」のように記載し、「手交」の場合には併せて、担当者名及び連絡先も記載する。
- 6 「手数料の額」には、当該請求に係る手数料の額を「〇〇〇〇円」のように記載する。特許法第195条第8項ただし書の規定により、現金により手数料を納付する場合であつて、特例法施行規則第40条第5項の規定により指定立替納付者による納付の申出を行うときは、「手数料の額」を「指定立替納付」とし、「指定立替納付」の次に「納付金額」の欄を設け、納付すべき手数料の額を記載する。

- 7 交付を求める者が平成23年改正前特許法第186条第3項ただし書に規定する利害関係を有する者であるときは、「添付書類の目録」に「利害関係人であることを証明する書面」と記載し、当該書面を添付する。
- 8 特許法施行規則第10条の規定により証明書の提出を省略するときは、「添付書類の目録」の欄に、当該証明書の書類名を記載し、その次に「援用の表示」の欄を設けて、同条第1項の規定によるときは援用される当該証明書が提出される手続に係る事件の表示を、同条第2項の規定によるときは援用される当該証明書が提出された手続に係る事件の表示を記載する。
- 9 特許印紙をはるときは、その上にその額を括弧をして記載する。
- 10 その他は、特許法施行規則様式第3の備考1から3まで、7から9まで及び14から16までと同様とする。

(改訂令和4・4)

特許仮実施権原簿の閲覧請求書

(令和 年 月 日)

特許庁長官 殿

- 1 特許出願番
- 2 請求人
識別番号
住所（居所）
氏名（名称）
電話番号
- (3 利害関係を有する事由)
- 4 手数料の額
- 5 添付書類の目録
(1) (利害関係人であることを証明する書面 1 通)
(2) ()

(円)

[備考]

- 1 「特許出願番号」には、「令和〇〇年特許願〇〇〇〇〇〇号」又は「特願〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇〇」のように記載する。
- 2 一請求書で複数の特許仮実施権原簿の閲覧の請求をしようとするときは、特許出願番号の欄に、請求しようとする特許出願番号を全て記載する。
- 3 「利害関係を有する事由」は、交付を求める証明書が「平成23年改正前特許法第186条第3項ただし書の規定による証明書」の場合に限り、利害関係を有する事由を「仮専用実施権者」「特許を受ける権利の差押債権者」「仮通常実施権者の破産管財人」のように記載する。
- 4 「手数料の額」には、当該請求に係る手数料の額を「〇〇〇〇円」のように記載する。特許法第195条第8項ただし書の規定により、現金により手数料を納付する場合であつて、特例法施行規則第40条第5項の規定により指定立替納付者による納付の申出を行うときは、「手数料の額」を「指定立替納付」とし、「指定立替納付」の次に「納付金額」の欄を設け、納付すべき手数料の額を記載する。
- 5 閲覧を求める者が平成23年改正前特許法第186条第3項ただし書に規定する利害関係を有する者であるときは、「添付書類の目録」に「利害関係人であることを証明する書面」と記載し、当該書面を添付する。
- 6 特許法施行規則第10条の規定により証明書の提出を省略するときは、「添付書類の目録」の欄に、当該証明書の書類名を記載し、その次に「援用の表示」の欄を設けて、同条第1項の規定によるときは援用される当該証明書が提出される手続に係る事件の表示を、同条第2項の規定によるときは援用さ

れる当該証明書が提出された手続に係る事件の表示を記載する。

- 7 特許印紙をはるときは、その上にその額を括弧をして記載する。
- 8 その他は、特許法施行規則様式第3の備考1から3まで、7から9まで及び14から16までと同様とする。

(改訂令和4・4)

仮通常実施権登録申請書等の閲覧請求書

(令和 年 月 日)

特許庁長官 殿

1 閲覧を請求する申請書

(1) 特許出願番号

(2) 受付日

(3) 受付番号 No.

(4) 申請書類名 登録申請書

2 請求人

識別番号

住所(居所)

氏名(名称)

電話番号

(3 利害関係を有する事由)

4 手数料の額

5 添付書類の目録

(1) (利害関係人であることを証明する書面 1通)

(2) ()

(円)

[備考]

1 「閲覧を請求する申請書」の「特許出願番号」には、当該申請書に係る特許出願番号を「令和〇〇年特許願〇〇〇〇〇〇号」又は「特願〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇号」のように、「受付日」には、当該申請書に係る受付日を「令和〇〇年〇〇月〇〇日」のように、「受付番号」には、当該申請書に係る受付番号を「No. 〇〇〇〇」のように、「申請書類名」には、当該申請書に係る書類名を「仮通常実施権設定登録申請書」「仮通常実施権移転登録申請書」のように記載する。

2 「利害関係を有する事由」は、閲覧を請求する書類が「平成23年改正前特許法第186条第3項ただし書の規定に係る書類」の場合に限り、利害関係を有する事由を「仮専用実施権者」「特許を受ける権利の差押債権者」「仮通常実施権者の破産管財人」のように記載する。

3 「手数料の額」には、当該請求に係る手数料の額を「〇〇〇〇円」のように記載する。特許法第195条第8項ただし書の規定により、現金により手数料を納付する場合であつて、特例法施行規則第40条第5項の規定により指定立替納付者による納付の申出を行うときは、「手数料の額」を「指定立替納付」とし、「指定立替納付」の次に「納付金額」の欄を設け、納付すべ

き手数料の額を記載する。

- 4 閲覧を求める者が平成23年改正前特許法第186条第3項ただし書に規定する利害関係を有する者であるときは、「添付書類の目録」に「利害関係人であることを証明する書面」と記載し、当該書面を添付する。
- 5 特許法施行規則第10条の規定により証明書の提出を省略するときは、「添付書類の目録」の欄に、当該証明書の書類名を記載し、その次に「援用の表示」の欄を設けて、同条第1項の規定によるときは援用される当該証明書が提出される手続に係る事件の表示を、同条第2項の規定によるときは援用される当該証明書が提出された手続に係る事件の表示を記載する。
- 6 特許印紙をはるときは、その上にその額を括弧をして記載する。
- 7 その他は、特許法施行規則様式第3の備考1から3まで、7から9まで及び14から16までと同様とする。

(改訂令和4・4)

書式第 8 1

認証付特定通常実施権登録簿謄本の交付請求書

(令和 年 月 日)

- 特許庁長官 殿
- 1 登録番号 第 号
- 2 特定通常実施権許諾者
住所
商号又は名称(氏名)
- 3 交付請求に係る証明書名
(4 利害関係を有する事由)
- 5 証明書の数 通
- 6 請求人
住所
氏名(商号又は名称)
- 7 代理人
住所
氏名(商号又は名称)
- 8 交付の方法
- 9 手数料の額
- 10 添付書類の目録
(1) (利害関係人であることを証明する書面 1通)
(2) ()
-
- (円)

[備考]

- 1 用紙は、日本産業規格 A 列 4 番(横 21 cm、縦 29.7 cm)の大きさとし、インキがにじまず、文字が透き通らないものを縦長にして用い、用紙には不要な文字、記号、枠線、けい線等を記載してはならない。
- 2 余白は、少なくとも用紙の左右及び上に、おのおの 2 cm をとるものとする。用紙の下は、特許印紙貼付欄の下に少なくとも 5 cm をとるものとする。
- 3 文字は、タイプ印書等により、黒色で、明りょうにかつ容易に消すことができないように書く。
- 4 特許印紙をはるときは、その上にその額を括弧をして記載する。
- 5 「登録番号」には、「第〇〇-〇〇〇号」のように記載する。
- 6 「特定通常実施権許諾者」には、当該特定通常実施権登録簿に登録されている特定通常実施権許諾者の「住所」及び「商号又は名称(氏名)」を記載する。
- 7 「交付請求に係る証明書名」には、交付を求める証明書を「開示事項証明

- 書」「登録事項概要証明書」「登録事項証明書」のように記載する。
- 8 「利害関係を有する事由」は、交付を求める証明書が「登録事項概要証明書」「登録事項証明書」の場合に限り、利害関係を有する事由を「特許権の承継人」「特許権の差押債権者」「特定通常実施権者の破産管財人」のように記載する。
 - 9 「証明書の数」には、証明書の交付を請求する数を記載する。
 - 10 「請求人」又は「代理人」の欄には、請求人又は代理人の有する電話又はファクシミリの番号をなるべく記載する。
 - 11 「住所」は、何県、何郡、何村、大字何、字何、何番地、何号のように詳しく記載する。
 - 12 「氏名（商号又は名称）」の読み方が難解であるとき又は読み誤りやすいものであるときは、なるべく片仮名で振り仮名を付ける。
 - 13 「氏名（商号又は名称）」は、自然人にあつては、氏名を記載する。法人にあつては、名称を記載しその次に「代表者」の欄を設けてその代表者の氏名を記載する。
 - 14 代理人が弁理士のときは、「住所」の次に「弁理士」と記載し、弁護士の場合は、「弁護士」と記載する。
 - 15 代理人によるときは、本人が法人の場合にあつては「代表者」の欄は不要とし、代理人によらないときは、「代理人」の欄は設けるには及ばない。
 - 16 「交付の方法」には、当該証明書の交付を直接受ける場合は「手交」、郵便で証明書の交付を受ける場合は「郵送」のように記載し、「手交」の場合には併せて、担当者名及び連絡先も記載する。
 - 17 「手数料の額」には、当該請求に係る手数料の額を「〇〇〇〇円」のように記載する。
 - 18 平成23年廃止前特定通常実施権登録令第16条の規定により書面の提出を省略するときは、「添付書面の目録」の欄に、当該書面の書類名を記載し、その次に「援用の表示」の欄を設けて、同条第1項の規定によるときは当該書面が提出される手続に係る登録番号、書類名及びその提出日を、同条第2項の規定によるときは当該書面が提出された手続に係る登録番号、書類名及びその提出日を記載する。

(改訂令和2・12)

書式第 8 2

特定通常実施権登録簿の閲覧請求書

(令和 年 月 日)

特許庁長官 殿

1 登録番号 第 号

2 特定通常実施権許諾者

住所

商号又は名称 (氏名)

3 請求人

住所

氏名 (商号又は名称)

4 手数料の額

(円)

[備考]

書式第 8 1 の備考 1 から 6 まで、1 1 から 1 3 まで及び 1 7 と同様とする。

(改訂令和 2・1 2)

書式第 8 3

登録申請書等の閲覧請求書

(令和 年 月 日)

特許庁長官 殿

1 閲覧を請求する申請書

(1) 登録番号 第 号

(2) 受付日

(3) 受付番号 No.

(4) 登録日

(5) 申請書類名 登録申請書

2 請求人

住所

氏名 (商号又は名称)

3 代理人

住所

氏名 (商号又は名称)

4 利害関係を有する事由

5 手数料の額 :

6 添付書類の目録

(1) (利害関係人であることを証明する書面) 1通)

(2) ()

(円)

[備考]

- 1 「閲覧を請求する申請書」の欄の「登録番号」には、当該申請書に係る登録番号を「第〇〇-〇〇〇号」のように、「受付日」には、当該申請書に係る受付日を「令和〇〇年〇〇月〇〇日」のように、「受付番号」には、当該申請書に係る受付番号を「No. 〇〇〇〇」のように、「登録日」には、当該申請書に係る登録日を「令和〇〇年〇〇月〇〇日」のように、「申請書類名」には、当該申請書に係る書類名を「特定通常実施権許諾契約に係る通常実施権登録申請書」「特定通常実施権許諾契約に係る通常実施権移転登録申請書」のように記載する。
- 2 「利害関係を有する事由」は、「特許権の承継人」「特許権の差押債権者」「特定通常実施権者の破産管財人」のように記載する。
- 3 その他は、書式第 8 1 の備考 1 から 4 まで、1 0 から 1 5 まで、1 7 及び 1 8 と同様とする。

(改訂令和 2・1 2)